

Title	明治十三年の元老院訴訟法草案
Sub Title	
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka) 伊東, 乾( Itō, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.2/3 (1949. 3) ,p.61- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春季特集號 資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490301-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490301-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 資料

## 明治十三年の元老院訴訟法草案

手塚 豊  
伊東 乾

- (一) はしがき
- (二) 編纂前後の事情
- (三) 草案内容の概観
- (四) 確定草案の全文

### 一 はしがき

明治九年、太政官の命をうけた元老院が、約四ヶ年の歳月を費して我國最初の民事訴訟法草案を編纂、完成した事實は、從來、一部の學者によつて指摘されてはいるが、(註一)その内容は、いまだ公表されていない。明治前半期の立法機關として特殊の地位を占める元老院の諸立法資料が、現在まで一部をのぞいてほとんど一般に利用し得ない状況にあることは、明治法制史研究のためまことに遺憾であるが、訴訟法編纂關係の文書は一

括して慶應義塾圖書館にも收藏されている。いま、この文書によつて訴訟法草案の全貌を紹介したい。これは舊元老院書記官小田切盛徳氏の舊蔵書であるが、第一次草案から第四次草案までの全部と確定草案および附屬書類として訴訟書式案をふくむ。(註二)すべて元老院十行謄紙に書かれた筆寫本である。ただ紙數の關係から覆刻するのは確定草案だけにとどめ他におよばない。

(註一) 例えば牧健二博士「明治法制史」(明治史概説所收)一八頁。しかし、明治民事訴訟法史を取扱つた論考中には、元老院が訴訟法調査をおこなつたことを述べるにとどまり、草案完成を指摘しないものも多く、(例えば清浦奎吾氏「明治法制史」六〇一頁。池田寅二郎氏「法典編纂」三二頁等)また、そうした事實にまつたく觸れないものもある。(例えば金子一教授「日本民事訴訟法に對する佛蘭西

法の影響」杉山教授選解讀實論文集所収)この草案が世に忘れられた證據であらう。

(註二) 訴訟法編纂當時、小田切氏は御用掛として元老院に出仕していた。(十年十月十八日任、十三年十一月八日權少書記官に昇進)こうした文書が彼の手もとにあるのは、彼が編纂會議の書記でも務めたためであらうか。因みに、かつて淺井清博士が學界に公表され元老院憲法草案も、この小田切舊藏書中に存在したものである。(本誌第十卷第四號)

## 二 編纂前後の事情

周知のごとく明治初期におけるわが法律學界は佛蘭西法の決定的影響のもとに立つていた。近代西洋法律制度の攝取は、すなはち佛蘭西法の繼受であつた。裁判所の機構及び手續に就いてもすべて佛蘭西の制度が移入された。こうした佛蘭西法の影響のもとに、民事訴訟法典の組織的編纂が開始されたのは、江藤新平の司法轉時代である。明治六年一月、彼が書いた文書の一節に次のごとくいつている。(註一)

訴訟法は舊津權大法官(宣光、手塚註、以下同じ)、河村權中法官(福雄)、芝木七等出仕(博臣)、其他の人々にて會議罷在、此訴訟法略則は玉乃權大判事(世履)、西權中判事(成

度)、亞人ヒール(司法省御雇外人)にて草案相立成稿相成候に付、只今は省中重立候人々見廻中にて御座候。

「訴訟法略則」というのは、八十三ヶ條から成る區裁判所規則の草案であるが、訴訟法の編纂がいかなる程度まで進んだかは明らかでない。「國法、民法、商法、訴訟法、治罪法、刑法」「會議是迄の如く相運ばれ自今滿二年を経れば之を施行し終り云々(註二)と、はげしい氣魄をもつて佛蘭西法を模倣せんとした江藤の諸法典編纂事業も、彼の失脚(六年四月參議轉、十月退任)のためすべて中絶したのであらう。

また、明治六年六月二十四日の在院改正職制によれば、同院に訴訟法課が設けられ「人民訴訟ノ手續等ノ條件ヲ議草スルヲ掌ル」ものとされたが、同課において草案が作成されたか否かは明らかでない。(註三)

江藤の後をうけて司法轉に就任した大木喬任は、その素志を以て明治八年頃から司法省内において法典編纂を開始し、訴訟法は後述のごとく未定稿であるが、一應の草案を完成したのである。しかし、委員の氏名及び草案内容はこれもまた傳へられていない。元老院が訴訟法編纂の「達」をうけたのは、この司法省草案が一應の完成をみた頃であつた。

元老院へ達、九年九月十八日

其院ニ於テ訴訟法草案ヲ起草シ奏聞スヘキ旨被仰出候條此旨相達候事

前述のごとく司法省において法典編纂事業が進行中であつたにもかかわらず、訴訟法だけあらためて元老院に下命された理由はわからないが、次のような推察も成り立つてであろう。すなわち、元老院は「新法ノ設立舊法ノ改正ヲ議定(元老院議第一條)する立法機關として前年四月に設置されたものであるから、法典編纂はむしろ同院が行ふべきであるとの意見が政府部内に起つたのではなからうか。國憲案の起草もおなじ月に同院に下命されている。憲法、訴訟法をはじめとし、他の法典編纂も元老院が繼承する豫定であつたのかも知れない。

それはともかく、「達」をうけた元老院は即日會議を開いて委員を互選した。

票數 十八 楠 田議員(英世)  
同 十四 水 本議員(成美)  
同 十一 佐々木議員(高行)  
同 十一 津 田議員(眞道)

議長(有栖川宮熾仁親王、手塚莊) 該員ヲ呼テ訴訟法草案起草ノ委員タルヘキヲ命ス三名ノ議員請シテ退ク津田議員ハ疾病不参ナルヲ以テ佐々木議員之カ代理タリ(元老院日誌)

現在の國會が委員會の委員を選ぶ場合のように、互選の形式をふんでゐるのは、元老院が立法機關としての特色を發揮したものとすべきであらう。この取調局の發足によつて司法省の編纂事業は中止せられ、未定稿草案をふくむ關係書類はすべて

元老院へ引き繼がれた。

元老院ヨリ司法省へ照會 九年九月十九日

今般本院ニ於テ訴訟法起草致シ候ニ付テハ豫テ御省ニ於テ御取調相成候條件中右參考ニ供シ候書類モ有之候ハハ至急御取捕ノ上御差廻シ有之度此段及御頼談候也

司法省回答 九年九月二十五日

今般御院ニ於テ訴訟法御起草相成ルニ付豫テ當省ニ於テ取調居候書類取捕差廻候様度々御掛合ノ趣致承知候即取調居候訴訟法原稿三冊未定ノ者ニ候へ共其儘御申候條御領收有之度候

このようにして元老院訴訟法編纂事業は開始されたが、編纂委員の努力が結實したのは、それから約二年半の後であつた。すなわち明治十二年のはじめにようやく第一次案一二九條がまとまり、さらに大塚補が加えられて一三一條の第二次案となり、翌十三年七月には第三次案二二九條、八月には第四次案二七〇條が稿了した。この草案をさらに訂正増補し、十月には二八七條の確定案が完成し、十二月に左のごとく元老院議長に上進された。

明治九年九月内閣府ヲ本院に傳ヘテ訴訟法草案ヲ起創セシム當時議長熾仁親王各議員ヲシテ投票ヲ以テ其編纂委員ヲ選ハシム其撰ニ當ル者ハ乃チ副議長佐々木高行議員楠田英世議員水本成美議員津田眞道本官等謹テ命ヲ奉シ佛國訴訟法ヲ主

報シ本邦從來ノ訴訟規則慣例ニ斟酌シテ編纂凡四年本年十月ニ至リ功ヲ竣ル仍テ草按五編四十三章二八七條ヲ上進ス伏テ願クハ奏附アランコトヲ其大審院諸裁判所職制事務章程訴訟書式訴訟費規則等ノ如キハ仍テ漸次編纂シテ上進セント欲ス  
昭和十三年十二月

訴訟法草案編纂委員

議長	津田 貞道
議員	水本 成美
議員	楠田 英世
副議長	佐々木高行

議長 大木喬任殿

この「上進文」に、附屬草案中、訴訟書式草案だけは前述のごとく小田切氏舊蔵書中に存在するが、他の草案が作られたか否かはわからない。しかし、その編纂事業が終つたのは次のように翌年六月であつたから、他の附屬草案も或る程度まで完成したのではなからうか。

元老院へ達 十四年六月三日

今般都合有之訴訟法取調局ヲ閉鎖致候條此旨相達候事

このようにして完成した元老院訴訟法草案が、政府部内においていかに取扱われたかは遺憾ながら知り得ない。たゞ「明法志林」第十三號は「元老院ニテ編纂ノ訴訟法ハ最早整頓シタルヲ以テ太政官へ進呈サレ同官ヨリ更ニ審査ノ爲メ民法編纂局へ

附セラレタリ(註四)とその消息の一端を報じている。收健二博士が「民事訴訟法の編纂は明治九年元老院既に此命をうけ、諸法典の編纂にさきがけた。明治十四年中には成案を得てボアソナードの批判を乞ふに至つた(註五)」といわれるのは、いかなる史料に據られたかは知らないが、「ボアソナードの批判云々」は民法編纂局の審査のことを指すものであろうか。ボアソナードには明治十六年に作つた「日本訴訟法財産差押法案」(註六)と、それと前後として彼が起草したと思われる「訴訟法草案」(四〇七條まであるが未完成)があることであるが(註六)、この草案と、元老院案との關係を考えるに、ボアソナードは元老院案を審査の結果、それに満足せず、みづから訴訟法草案の筆を起したのではなからうか。けれども、この草案も完成するにいたらず、政府はあらためて明治十七年、獨人テツヒョー(Tectow)を聘してあたらしい草案の起草を委嘱した。この草案を基礎にしたものが、明治二十三年に成立した民事訴訟法である。(註七)

かくのごとく元老院訴訟法草案は、起草委員の四ヶ年の努力がむなしく遂に施行されるにいたらなかつたが、日本人委員のみによつて作成されたわが國最初の民事訴訟法完成草案として明治立法史上、忘るべからざるものであろう。

(註一) 的野半介氏著「江藤南白」下巻、一〇頁―一一頁。

(註二) 的野氏前掲書、一三五頁。

(註三) 左院法制史料は東大法學部研究室に所蔵されている由、今後の新史料發表が期待される。

(註四) 明治志林第十三號(明治十四年九月十五日)雜報、三四頁。なお、民法編纂局は明治十三年四月設置されたものであり、ポアンナードはその中心人物であつた。

(註五) 牧博士前掲書、一八頁。

(註六) この「訴訟法草案」は東大法學部研究室及び司法研究會に寫本が存在する由。兼子教授前掲論文、五頁。

(註七) 兼子教授「民事訴訟法の制定、—テツヒョー草案を中心として—」(東京大學學術大觀、法學部)参照。

(手塚記)

### 三 草案内容の概観

草案は、公開主義・辯論主義・口頭主義に立脚し、司法權の獨立を基調とする、近代的な訴訟法典をなす。その基礎理念は、しかし、訴權(起訴權利)に關し、私法的訴權觀をとるものであつて、全編、實體法との區分が明確でなく、檢察官の訴訟權を認めることによつて、司法權の獨立も不完全である。註記の参照法條からも、上告の性格その他諸制度の内容からも、一見ただちに明らかなやうに、草案の構造は、一八〇六年のフランス訴訟法典に倣ふものである(前文上掲書に4「後編」(註七)参照)。

明治十五年の元寇院訴訟法草案

れども、その單なる模寫ではない。和解前置主義・辯論主義・強制主義をとらず、訴狀を以て訴訟を開始するが如き、独自の工夫が少くない。

本草案については、起案前後の事情が明かでない、議事録も見出されてゐないから、佛法や中間草案の諸規定がいかなる趣旨を以て維持若くは排斥せられたか、一切これを知ることが出来ない(従つて、この不備な法文から正確な趣旨を汲取ることが困難である)と共に、他方、たとへばフランス法と極めて類似する規定でも、それが同一の趣旨を以て採用せらる。此處には、姑くさうした資料から獨立したものとして草案を眺め、その文理とそれ自體の構造とに照らして、立法の趣旨内容を概観する。挿入する數字は、別段の附記のない限り、確定草案の條文を示す。二二〇とあるは二二條二項、二六七とあるは二六七條二號の意である。

#### 一、裁判所

(一) 構成 國法上の裁判所は、通常裁判所と特別裁判所とに分けられる。通常裁判所は、區裁判所・地方裁判所・上等級裁判所・大審院、の四種である(二二)。本草案は通常裁判所の訴訟手續に關する。特別裁判所として草案が豫想する裁判所は、陸海軍裁判所である(二六〇)。構成の詳細は別段の立法に俟つ(前文上掲)。裁判官(判事)以外の職員としては、裁判所書記(二二九・三)使丁(二九・三〇)執行吏(三三・三六)檢察官(六〇・六一)の四者がある。使丁は送達に關する書記の補助者、執行吏は執行の擔當官であらう。檢察官(檢察官)は公益の代表者として裁

裁判所の手續を監視する地位に立ち、民事訴訟に干渉する餘地を與へられてゐる(六八<sup>ハ</sup>)。裁判所に書記局を置くが(三〇・二<sup>ニ</sup>)、檢察官も裁判所に包含若くは附置せられるものと見える(大審院といふやうな名稱が、<sup>檢察官</sup>見えてゐる。二六三)。各裁判所に長官(所長・院長)を置く(五八・二七二)。

訴訟法上の裁判所は、審理段階と裁判段階とに、分けて考へなければならぬ。上告審を除き、審判は、二種の機關に分掌せられるからである。審理は主任判事(六二・六三、<sup>地上二七・</sup>と稱せられる一人の裁判官がこれを行ふ。その手續はわが法從來の準備手續に類するが、單なる準備以上のものがあり、審理段階の獨立と見るのが規定の趣旨に適するやうである(註一)。裁判は常に合議體がこれを行ふ。區裁判所は二人以上、地方裁判所は三人以上、上等裁判所は五人以上であつて(四六)、單獨制の場合がない。上告審にあつては、審理も裁判も七人以上の裁判官がこれを行ふ(二七)。合議體の人員は、何名「以上」と規定せられるから、偶數の裁判官が審判に關與することがあり、評決に關して特殊の技術を必要とする(二七)。審理と裁判とは、勿論、嚴密には分離できないのであつて、分掌は制度としての大體の總體である。なほ、司法行政機關たる長官に訴訟法上の權限の與へられてゐる場合が少くない(五八・六七)。

(二) 忌避 法定の理由あるとき、當事者は裁判官を忌避(判事辭拒)することが出来る(八八一)。除斥・回避・他の職員

の忌避、について規定なく、忌避の理由も限定せられてゐる。不當申立に料金の制裁がある(八)。

(三) 管轄 三階級二審制を原則とする。第一審は區裁判所と地方裁判所、第二審は地方裁判所と上等裁判所である(四四・五〇)。訴價一〇圓以下の訴は區裁判所の、裁判官賠償事件は上等裁判所若くは大審院の、一審限りで終る(四四・五〇)。法定の場合に上告(五〇以下)再上告(五)が認められてゐるが、これらは判決の確定を遮断しないから(三六)、上訴ではない。區裁判所と地方裁判所との間には、事物の管轄が定められる(四九)。非財産權上の訴は、兩者が競合して管轄する。訴價について簡單な規定がある(四四・四)。土地の管轄は、人訴と物訴との區別を中心として定められてゐるが(三〇)、共同訴訟の裁判籍が用意せられてゐる點が注目をひく。合意管轄・應訴管轄については規定がない。管轄違背は審判辭拒(八)上告(二六)の理由となり、特殊の場合には移送も規定せられてゐるが(四)、一般的効果は明かでない。

二、當事者

(一) 能力 當事者能力は自然人に限られる(二・三・六<sup>ハ</sup>)。無能力者(不能力者)は訴訟能力を有しない(七)。辯護士強制をとらないが(一・五四・五七<sup>ニ</sup>、<sup>上告審</sup>、<sup>辯論能力</sup>の一般的制限はない。

(二) 補助参加人 物訴に關する被告は、擔任者をして、

擔任者は、複擔任者をして、代答せしめることが出来る(八九)。  
擔任者とは、被告に對し擔保責任を負ふ者を指し、複擔任者とは復、擔任者の謂ひである。たとへば、買主を被告とする第三者の所有物返還請求の訴に關し、被告は賣主をして代答せしめ得る。代答とは、被代答者の行ふと同一の効力を以て訴訟行爲をなすを言ふであらう。疑問は多いが、特殊な補助參加人と考へて置く(註二)。

(三)代理 代理(代爲)は、法定代理と任意代理とに分けられる。法定代理人としては、役見人と管財人とが示されてゐる(七)。送達に關し、その家にある親屬(八)も、法定代理人である。任意代理人の種類は、特異性をもつ。包括代理人として代人が、個別代理人として本日代人が、認められてゐるのである。代人は訴訟代理人として辯護士(代言人)と軒輕がない。併し、それは、家族主義の立場からする例外であつて、親屬でなければ代人となり得ないのであるから(九)、むしろ本人の延長と見るべく、訴訟代理人の辯護士(代言人)獨占を否定するものではない(八一)。辯護士獨占到對する特則として、共同訴訟人は、そのうちの一人若くは數人を代理人とすることが出来る(六)。今日の選定當事者に類する。本人・代言人・代人に疾病事故あるとき、當座の代理人として用ゐられる者が、本日代人である(三)。輔佐人は認められぬ。

### 三、審判期

明治十三年の元老院訴訟法草案

召喚(三五)送達(三九)期間(三四)申立(三五)保證(三七)訴訟費用(七四)等の規定は、手續の通則と見るべきであらう。召喚に制裁あり(七)、公示送達なく、申立は原則として書面によるべく、距離による期間の伸長が丁寧に規定せられてゐること、等のほか別に變哲がない。申立を請求と稱するのは、各特殊の手續と考へるからであり、保證に關して規定を置くのは、用ふる場合が非常に多いからである。

### 四、基本原則

(一)公開主義 「訟庭ハ衆人ノ傍聴ヲ聽ス」(三三)。對審(六二・六三)も判決(七〇)も、公開せられるのである。「其別庭ニ於テ審理スル者ハ此限ニ在ラス」(三三)(註三)。

(二)辯論主義 訴訟資料に關しては、徹底した辯論主義をとる(五四・五七・六三)。釋明權に關する規定がないが、原則として職權證據調を認めない(九七・一〇六)のであるから(例外一四)、訴訟指揮權の内容に含まれるものと解されなければならぬ。

(三)處分權主義 訴訟物の支配は完全に當事者の手中にある(五四等)。「訴求セサル件ノ裁判アリシ時」「訴求ノ件ニ増加シタル裁判アリシ時」は、再審事由となる(一七)。

(四)口頭主義と書面主義 訴訟行爲は、己むを得ざる場合(一〇二)のほか、口頭を以てせられるのが原則である(六二・六三・一〇〇・一〇七)。

(五)直接主義と間接主義 主任判事の制度をとるため、間



被告主義の色彩が極めて濃厚である。連席判事は會議前當事者の陳述を聴くべきものとせられてゐるが(五)、それは「聽理(六)」  
「辯護(六七)」ではなく、合議體が事實發見を行ふ場合の手續も規定がない。

(六) 闕席判決主義 被告が期限内に答辯書を提出しないときは、原告の陳述のみによつて、闕席裁判をする(五九)。辯論期日に缺席しても、答辯書があるから、これを陳述したものと看做せば足る。

(七) 手續分離主義 附隨的に生起する諸種の論點は、本案そのものの審理から分離せられ、別系の手續と考へられる。被告の抗辯(審判前)當事者の責問(訴訟要件)訴訟要件に關する申立(拒前出)等のはか、證據調の一々の手續が、別個のもの取扱はれるのである。その審判を求める申立は、すべて一箇の「請求」であり、附隨の「訴」と考へられる(六〇)。或は「其審判ヲ單ルマテ本訴ノ審判ヲ停止」し(九六)、或は特に「急式ヲ以テ之ヲ審判ス」(八七)。その裁判に對しても控訴が許される(二五七、七)。第二編が、訴訟終結までの手續を迫うて規定したのち、轉じて、一〇章から一八章までに各種の「請求」を並べるのは、附隨した別個の手續を一括して列記する趣旨である。但し、中に就いて、發任者代答は單なる附隨手續とは言はず(前)、文書認定は完全に獨立した訴(確認の訴)をなすことがある(八一)。

## 五、第一審の訴訟手續

(一) 訴の提起 訴は訴狀を裁判所に提出してこれをなす。訴狀は常に準備書面を兼ね、「訴件ノ旨趣理由」のほか、「憑證」を記載することが要求せられる(五)。訴狀方式に重ねて、召喚狀方式が併用せられてゐる(六)。

(二) 訴訟要件 本案の判決をするために訴訟要件の具備が必要であるのは當然であるが、その欠缺の効果は明かでない。管轄違背ほか二項について被告の抗辯(審判前拒)を規定する趣旨(八三)は、裁判所の職權調査を許さず、抗辯なき限り要件の具備したものととして扱ふにあらう。他の事項については、推斷の根據がない。特殊な要件としては、訴の提起に時期の制限あること(起訴期限)が、注目せられてよい(一九)。管財人が破産者に「代テ」訴訟をなすものとせられてゐるのは(七)、訴訟實施權の問題としてではなく、法定代理の問題として、考へてゐるものと察せられる。

(三) 手續の進行 訴狀が書記局に提出せられると(五)、書記は三日以内に召喚狀(註四)を添へてこれを被告に送達する(六)。被告は、送達を受けた日から七日(四所)若くは一日(五所)以内(六)以内に、答辯書(答狀)を提出し、書記がこれを三日以内に原告に送達する(八)。答辯書提出がないと、闕席裁判をするのである(九)。所定の訴は檢察官に報告すべきものとせられ(六)、その以外の事項についても檢察官は隨時裁判官の報告

を求めることが出来る(六)。訴答狀が揃ふと、主任判事が命ぜられ(註五)、主任判事が對審の日時を定める(三)。對審の日時は受付順に定めるを要するが、急を要するものは此の順によらず、また開庭の定期外にこれを定めることが出来る(七三、七三、七三九)。此の場合の審判を「急式審判」と稱する(以後の手續に簡略なものがある)。主任判事は審理の全權を有し、訴訟資料を整理して判決に熟するに至つたとき、これを合議體に移す。所長の召集する合議體(六七、七三、七三九)は、主任判事の報告を基礎に(全四三、二二)これを審議し(四六)、「裁判ハ通班判事訟庭ニ臨ミ上班判事原告被告ニ宣告ス(七)」。判決は多數によるが、面白いのは、同數の二説に分かれたとき、「他ノ判事ヲ加テ之を議決ス」とせられてゐることである(六)。評決前、合議體は當事者の陳述を聴かねばならない(五)。裁判は書面(裁判狀)に作られる(七八)。

(四) 訴訟行爲 「此訴訟法ノ規式ニ違タル文書若クハ手續」は、當事者の申立あるとき、これを無効とし、又はその補正を命ずることを得る(四三)。申立なき限り、有効なものとして扱はなければならぬのである。

(五) 訴訟の終了 訴の取下(解散)は、被告の同意を要せず、訴訟代理人ある時と雖も本人が自ら署名捺印しなければならぬ(四一)。終局判決は控訴期間の経過を俟つて(三三、三五)執行力を生ずるが、假執行の宣言あるときは此の限でない(六九、八一)。別に執行猶予(留延)の制度があるが(七九)、むしろ實

體法の問題である。因に、裁判には判決・決定等を區別しない。中間的裁判に對する不服手段もすべて控訴である(三五七)。

六、不服手續

(一) 關席判決に對する異議 關席判決を受けた被告は、所定の期間内に異議(再審請求)をなすことによつて、訴訟手續を復元せしめ得る(六二)。

(二) 控訴 區裁判所若しくは地方裁判所の第一審判決に對しては、それぞれ地方裁判所若しくは上等裁判所に對して、控訴し得る(二四)。保證を要すること(五四)、續審たること(六四)等が注目せられよう(二五九)。急式審判の控訴は急式を以て審判する(九四)。

(三) 上告 法定の事由あるとき(二六)更に上告をなし得るが(二六)、上告には原則として確定遮斷の効力なく(二六)、檢察官にも獨立の上告權が認められるから(二六)、上訴とは性格を異にする。保證金のほか定額の納付が必要とせられ(二七九)、院長の指名する七名以上の裁判官が審理裁判する(二七六)。書面審理による上告却下(上告狀の却還)が認められ(二七)、關席判決に對して異議の申立を許さざる(二七)等のことを除いては、その手續、概ね事實審に類する。上告審では、原判決破毀の場合にも、自判することなく、他の同等裁判所に該訴を移送する(二八〇)。移送があつても當然には再審理は開始せられず、當事者の申立を要するが如くである(二八)。破毀によつて原裁判の

執行は効力を失ふが(二八)、受送裁判所は大審院の判断に拘束されないから、再度の上告を認めざるを得ない(三五)。再度の上告は八名以上の合議體がその審理に當る(二八)。此の場合の裁判の効果は明かでない。

(四) 再審 法定の事由あるとき、終審の裁判を受けた當事者は、その裁判所に再審(原被裁判改正)の請求が出来る(一七)。執行着手前であれば執行は停止せられる(一七)。第三者が参加と同時に再審の請求をするものを、特に「非原被裁判改正」といひ(一六九)、第一審の裁判に對してもこれをなし得る(一六〇)の場合には、また、必ずしも執行を停止しない(一六〇)。

七、訴の併合と共同訴訟

同一當事者間の數個の請求にして、管轄裁判所を同じうするものは、原因同一なるか、貸借・要償・物件取戻のいづれかに關する請求である場合に、これを併合(固有客觀的訴併合)することが出来る(一)。被告は本訴ノ事件ニ因リ原告ヲ訴フ可キ權アルハ、反訴を提起することが出来る(一五九)。事件ニ因リ、とは、牽連關係あるをいふであらう。原告若くは被告は本訴若くは反訴に附帶した事件について支訴をなし得る(一五七)。訴の變更(新請求の追加併合)に當るであらう。

當事者の多數を生ずる場合としては、共同訴訟(四五)のほか、旁訴が認められる(一五八・一五)。旁訴は、共同訴訟的當事者参加と主参加併合訴訟とを、含むものであらう。その、再審の申立

と共になされるものが、非原被裁判改正である。

八、裁判官の賠償責任

裁判官が裁判を拒絶し、又は職務執行の公正を疑はしめる行為をなしたときは、當事者は、これに對し、損害賠償の訴を起すことが出来る(一七六)。獨立の訴であつて、本訴の手續に附随するのではなく、賠償請求權そのものは、實體法の問題である。

九、その他

證據調(九七)執行(二九九)および保全執行(三二八)について詳細な規定があるが、證據については、他の立法(恐らくは民法典)を予想するもの如く、本草案だけではその基本原則が明かでない。執行に關しては、執行吏制度の採用のほか、作爲請求について「勾置」による強制を認めたこと(三三)が、注意せられる。

裁判書の記載として、「依準ノ法律習慣若クハ條理」、また「裁判ノ旨趣及ヒ命令」を掲げるべきものとせられてゐることも、洵に興味が深い。

(註一) 主任判事の性格は些か理解しにくい。その名稱のあらはれる條文は、本文註記のものほか、二八・三三・三八・四二・四三・等々、五十數箇に及んでゐる。フランス訴訟法の報告員(Talbot)に學んでこれを強化したものではないかと推測せられるが、草案自體からその意味を決定する必要がある。

字義から考へると、主任判事とは、裁判長を意味するやうに思はれないこともない。裁判長にふさはしい権能が数多くこれに歸せられてゐる(三二六)のを見れば、なほさらである。けれども、若し主任判事が裁判長を意味するとすれば、「規式ニ連タル文書若クハ手續」の「改正」を「裁判所若クハ主任判事ニ請求」する(三)といふのは、意味をなさないのであらう。また、忌避をなし得る時期が主任判事とその他の判事とで異つてゐること(五)も、説明がつかない。主任判事は、主任の判事、擔當の判事、といふことになければならぬ。

六五條の「連理判事」は前條の「連班シテ」を受けたものであるから、「連班判事」と同義である(誤記であらう)。「連班判事」若くは「連班シテ」といふ文字が、二人以上の裁判官が合議體をなすことを指すことは、六四・六六・六七一・等から、文理上明白である。いま、六三條と六五條とを比較すれば、「主任判事」が「連班判事」とは對蹠的なものでなければならぬことを知る。同一若くは類似のものであれば、手續の重複に過ぎないからである。さうして、その對蹠點は、合議體に對する單獨體といふ點にこれを求むべきである。單獨體にふさはしい権能が與へられてゐること、主任判事の審理に關する規定のあとに(六)、合議體の裁判官の員數を規定したと噂が、その裏づけとならう。主任

判事とは、何らかの先行手續を擔當する單獨の裁判官を、いふのでなければならぬ。ところで、草案は、「對審」と「判決」とを明瞭に區別してゐる(三七六)。然らば、「審理」と「裁判」とも、自覺的に區別せられた用語と見てよいであらう。「審理ハ主任判事訟庭ニ臨ミ原被告ノ陳述ヲ聽理シ」(三六)「裁判ハ連班判事訟庭ニ臨ミ……原被告ニ宣告ス」(七七)といふのが、草案の構造である。

かやうな構造は、中間草案に照らせば、一層明瞭である。二次草案法例三〇條に曰く、「凡局長ハ其解答狀ヲ閱シテ主任判事ヲ定メ之ヲ審理セシム」。また三二條に曰く、「凡主任判事ハ對審ノ日ニ原被告ノ辯論ヲ聽キ書記ニ筆記セシメタル後自己ノ意見ヲ參ヘス其要旨ヲ該局裁判官ニ陳述シ局長ハ判決會議ノ日ヲ定ム」。なほ、二次草案にも「ほほ同様の規定(二五)が置かれてゐるが、そこでは「專理判事」と呼ばれることもある(以下)。

かうした制度は、わが法從來の準備手續に似てゐる。けれども、第一に、主任判事は、合議體とは獨立した機關である。主任判事は合議體を代表するものではなく、その指名は所長これを行ひ(全體、特に二七)。(合議體自體がその手續の終了後に構成せられるのである(全體、特に二七)。「また、第二に、主任判事の手續の結果は、準備以上の権能をもつ。合議體が裁判前當事者の陳述を聽くこと(五六)は、二次

草案まで規定が忘れられさへしたものであり、確定草案が一切の審理手續を主任判事の手續として規定して、合議體がかゝる手續をする場合を豫想した形跡の全くないのは、完全に整へられた材料に關して、合議體はたゞ判斷のみを下すものと考へてゐるのであらう。主任判事の手續は、準備といふより事る、審理段階の分掌と見るのが適當のやうである(主任判事の手續も公開)。

(註二) 擔任者の意味も、非常に理解しにくい。この方は、草案だけからは、到底察し得ぬ。フランス法の擔保人 (garant) に當ることは、註記の條文から明かである。一次草案法例四六・二次草案二五には、「ガランチト」と傍調を示し、三次草案二編一章の標題には「カライン」(ガラーンのつもりであらう)と朱註が施してある。司法省・佛國訴訟法摘要附録一二六頁、司法省・ポアソナード訴訟法講義八頁・一九四頁以下、は、概ね本文記述のやうな説明を與へてゐる。但し、草案のそれは、物訴に關してのみ認められるのである。

性格が大變問題である。擔任者の側から参加を申立てるのでなく(八九一)、擔任者の代答に委ねて被告は沈黙するのが原則であるから(九)、わが法の補助参加人とは大いに趣を異にするけれども、九三條の一項と二項とを比較すれば、判決の本來の効力は擔任者について生じないものと解せら

れるから、これを(第三若くは共同の)獨立當事者と考へるのは、當るまい。疑問はあるが、姑く、一種の補助参加人と理解して置く。九二條の如きは、被告の脱退を規定するものでなく、事實上の訴訟關與に關すると、解するのである。判決の効力は被告について生ずるが、擔保人は参加的効力を受けるものと考へなければならぬ。それが擔任者代答を認める實益である。

(註三) 二次草案四八條に「……然モ裁判官ノ評決ヲ以テ別庭ニテ審理ス可キコトヲ宣告スレバ……」とある。

(註四) 司法省・佛國訴訟法摘要附録・六四頁、「召喚狀ハ裁判所ニ主タル訟求ヲ爲スノ書ナリ。フランスでは、訴訟を用ひず、召喚狀 (l'exploit d'ajournement) を以て訴訟を開始するのである。草案が、訴狀と召喚狀とを併用するのは、フランス法に拘泥したための無用の重層で、この場合の召喚狀は、辯論期日の呼出狀をいふのではない。

(註五) 主任判事が、何時、誰によつて定められるかは明かでない。草案の全趣旨に徴して本文のやうに理解するのである。註二参照。

(昭二三・一二・七伊東記)

#### 四 確定草案の全文

解題者註。「創」とあるは、本草案にて創設の意。本文中「コト」とあるは、すべて「コト」に直して印刷に付した。

# 訴訟法

## 第一編 總則

### 第一章 原告被告

第一條 民事訴訟ハ原告被告本人自ラ之ヲ爲シ若クハ代人代人ニ代爲セシム

第二條 官府郡區町村公舎若クハ會社ノ訴訟ハ左ニ掲ル者ヲ原告被告ト爲ス

一 官府ハ其主任ノ長官若クハ其代理者

二 郡區町村ハ郡區長若クハ其代理者

三 公舎會社ハ其長若クハ支會支社長若クハ其代理者第九條六

第三條 御有地ニ關スル訴ハ其管理者ヲ原告被告ト爲ス第九條六十九條四項

第四條 一訴件ニ同權利ヲ有スル者二人以上アレハ連合シテ原告ト爲ル

其適合ヲ肯セサル者アレハ餘人仍ホ原告ト爲ルコトヲ得

第五條 一訴件ニ同義務ヲ負フ者二人以上アレハ其中一人ヲ被告ト爲スコトヲ得

第六條 二人以上ノ原告若クハ被告ハ連合シテ一人ノ代行人ヲ委任シ若クハ其中一人若クハ二人以上ヲ代人ト爲スコトヲ得

第七條 不能力者ハ自ラ訴訟ヲ爲スコトヲ聽サス後見人管財人代テ之ヲ爲ス

### 第二章 代行人代人及本日代人

第八條 日本國ノ代言免許ヲ得ル者ニ非レハ代行人タルコトヲ聽サス

聽サス

第九條 本人ノ親屬ニ非ル者ハ代人タルコトヲ聽サス

第十條 代行人若クハ代人ヲ任スル者ハ之ニ委任狀ヲ交付シ其旨ヲ申告書ニ記シテ之ヲ裁判所ノ書記局ニ呈ス

第十一條 代行人若クハ代人ヲ改任シ若クハ本人自ラ訴訟ヲ爲ス者ハ其旨ヲ申告書ニ記シテ之ヲ書記局ニ呈ス

第十二條 本人若クハ代行人若クハ代人疾病事故アリテ出席スルコト能ハサル時ハ本日代人ヲ用ルコトヲ得其代人ハ委任狀ヲ携帶ス

親族ニ非ル者ト雖本日代人ト爲ルコトヲ得

第十三條 起訴期限民事訴訟法

爲ス其期ヲ過テ訴ル者ハ之ヲ受理セス

第十四條 左ノ訴訟ノ起訴期限ハ一年

一 文書ヲ以テ爲サ、ル契約

二 署名捺印セサル文書ノ契約民事訴訟法二

第十五條 左ノ訴訟ノ起訴期限ハ五年

一 動産取戻

二 署名捺印セサル文書ノ契約

三 損失要償

四 家督若クハ遺物相続（調停民法二）

第十六條 左ノ訴訟ノ起訴期限ハ二十年

一 不動産取戻

水陸境界（調停民法二）

第十七條 起訴期限ハ左ノ款項ノ外起訴權利ノ生セシ日ヨリ起算ス

一

起訴權利ノ生セシ日義務者國內ニ在サレハ其歸國ノ日ヨリ起算ス

二 起訴權利ノ生セシ日義務者失踪者ナレハ其歸家ノ日若クハ其得除ノ日若クハ其相續人ノ定リシ日ヨリ起算ス

三 起訴權利ノ生セシ日權利者不能力者ナレハ其能力者ト爲リシ日主刑刑期中ノ者ナレハ刑期ノ終リシ日ヨリ起算ス（調停民法二十）

第十八條 起訴權利ノ生セシ後義務者六月以上國內ニ在サレハ其歸國ノ日マテノ日數ハ期限中ニ算入セス（調停民法二）

第十九條 起訴權利ノ生セシ後義務者失踪スレハ其歸家ノ日若クハ其得除ノ日若クハ相續人ノ定リシ日マテノ日數ハ期限中ニ算入セス（調停民法二）

第二十條 原告ハ訴訟ノ種類ニ從ヒ左ノ裁判所ニ訴フ

一 人訴ハ被告住所若クハ宿所ノ地ノ裁判所若シ被告數人ナレハ其中一人住所若クハ宿所ノ地ノ裁判所

二 物訴ハ其物件所在ノ地ノ裁判所

三 人物混淆ノ訴ハ被告住所若クハ宿所ノ地ノ裁判所若クハ其物件所在ノ地ノ裁判所

四 公舎會社ニ對スル訴ハ其本舎本社若クハ其事ニ關スル支舎支社所在ノ地ノ裁判所

五 家督若クハ遺物相続ノ訴ハ其家所在ノ地ノ裁判所

六 履約ノ地ヲ定タル契約ニ關スル訴ハ其地ノ裁判所若クハ被告住所若クハ宿所ノ地ノ裁判所（調停民法五十九條）

第五章 合訴（調停）

第二十一條 同原被告ニシテ同裁判所ニ訴ルコトヲ得可キ事件ハ原告左ノ類別ニ從ヒ數件ヲ合セテ訴ルコトヲ得

一 原因ヲ同スル事件ノ訴

二 貸借ニ關スル契約ノ訴

三 要價ノ訴

四 物件取戻ノ訴（調停千八百三十八年五月二十五日）

第六章 訟庭規則（調停）

第二十二條 訟庭ハ衆人ノ傍聽ヲ聽ス

其別庭ニ於テ審理スル者ハ此限ニ在ラス（調停八）

第二十三條 訟庭ニ出ル者ハ靜默敬禮シテ庭規ニ從フ若シ違フ者アレハ判事命シテ訟庭ヲ退カシム仍ホ從ハサレハ之ヲ捕ヘ

始末書ヲ添テ該裁判所ノ刑事課ニ送付ス（調停八十八條）

第二十四條 前條ノ規則ハ裁判所外ト雖判事職務ヲ行フ場所ニ

適用ス儀八十

第七章 召喚調停二

第二十五條 裁判所ヨリ原被告及ヒ關係人ヲ召喚スルハ召喚狀ヲ以テス

第二十六條 召喚狀ハ左ノ款項ヲ載セ裁判所書記其末ニ署名捺印ス

一 出席者ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所

二 召喚ノ件

三 出席ノ日時若クハ定期

四 年月日調停六  
十一條

第二十七條 召喚ヲ受タル原被告及ヒ關係人出席スルコト能ハサル旨ヲ申告セスシテ其日時ニ出席セザレハ主任判事之ニ一

圓以上五圓以下ノ科金ヲ命ス

召喚ヲ受タル者再次出席セザレハ主任判事二圓以上十圓以下ノ科金ヲ命シ仍ホ時宜ニ因リ勾引狀ヲ發ス

其別ニ本條アル者ハ其本條ニ從フ

第二十八條 訴訟關係人疾病事故アリテ出席スルコト能ハサリシ旨ヲ三日以内ニ證明スレハ主任判事科金ヲ免ス調停二  
六十五條

第八章 送達調停二

第二十九條 裁判所ヨリ原被告及ヒ關係人ニ文書ヲ送達スルハ書記其文書ヲ使丁ニ交付シテ之ヲ送達ス

其送達ヲ受ク可キ者裁判所ノ管轄外ニ在レハ文書ヲ其地ノ區

明治十三年の元老院訴訟法案

裁判所書記ニ委托シテ之ヲ送達ス調停日本治罪  
法二十二條

第三十條 使丁ハ送達文書ヲ本人ニ交付ス本人不在ナレハ其家

ニ在ル親屬若クハ雇人ニ交付ス親屬雇人不在ナレハ其地ノ區

戸長若クハ其書記ニ委托シテ之ヲ送達ス調停六  
十八條

第三十一條 使丁ハ送達文書ノ收領者ヨリ收領書ヲ收シテ之ヲ書記局ニ納ム調停日本治罪  
法二十三條

第三十二條 休日及ヒ日出前日没後ハ文書ノ送達ヲ爲スコトヲ聽サス

其主任判事ノ允許スル者ハ此限ニ在ラス調停六十三條日本  
治罪法二十四條

第九章 期外増日調停下  
三條

第三十三條 此訴訟法ニ定タル期限ノ外里程八里毎二一日ヲ増シ零數三里以上モ亦一日ヲ増ス

其里程ハ本人ノ住所若クハ宿所ヨリ計算ス

島嶼若クハ外國ニ在ル者ノ爲メニハ別ニ其規程ヲ定ム調停六十  
九條九項  
七十三條千三十三條  
日本治罪法十九條

第三十四條 期限最終ノ日休日ニ當レハ一日ヲ増ス調停千三  
十三條

第十章 請求

第三十五條 請求ヲ爲ス者ハ請求書正副二本ニ其理由憑證ヲ記シテ之ヲ裁判所ノ書記局ニ呈ス

其別ニ本條アル者ハ其本條ニ從フ

第三十六條 請求シテ其請求由ト爲レハ其費用ハ請求者之ヲ負擔ス



其類ニ本條アル者ハ其本條ニ從フ

第十一章 保證 （第五卷二章九）

第三十七條 保證ハ保證金若クハ保證者二人ヲ以テ之ヲ爲ス （佛百六十六條）

第三十八條 保證ノ金額ハ主任判事之ヲ定ム其別ニ本條アル者ハ其本條ニ從フ

第三十九條 金圓ヲ以テ保證ヲ爲ス者ハ其金圓ヲ裁判所ノ書記局ニ納ム

書記其金圓ヲ收領スレハ之ヲ對頭ニ報告ス

第四十條 保證者ヲ以テ保證ヲ爲ス者ハ保證者二人ヲ指定シテ之ヲ裁判所ニ申告シ其保證者ニ各其金額ヲ辨償ス可キ證書及ヒ其金額二倍以上ノ財産アルコトヲ證スルニ足ル可キ文書ノ抄本二本ヲ書記局ニ呈セシメ書記其一本ヲ對頭ニ送達ス （佛百十八條五）

第四十一條 保證者ハ各其保證金額二倍以上ノ財産アリテ其住所保證ヲ爲ス地ノ上等裁判所管内ニ在ル者ヲ要ス （佛第五百十八條）

第四十二條 此訴訟法ノ規式ニ違タル文書若クハ手續ハ原告若クハ被告裁判所若クハ主任判事ニ申告スレハ之ヲ無効ト爲ス （佛百七）

其狀語シテ申告セサル者ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得ス （佛百七）

第四十三條 此訴訟法ノ規式ニ違タル文書若クハ手續ハ裁判所

若クハ主任判事ニ請求シテ之ヲ改正スルコトヲ得

其無効ノ文書若クハ手續ヨリ生シタル費用ハ其文書ヲ呈シ若クハ手續ヲ爲シタル者之ヲ負擔ス （佛七十一條）

第二章 裁判所權限

第一章 區裁判所 （佛百八十三條）

第四十四條 區裁判所ハ金額若クハ價額二百圓以下ノ訴訟ヲ受理ス其額十圓以下ノ者ハ終審裁判ヲ爲シ十圓以上ノ者ハ初審裁判ヲ爲ス （佛百八十三條）

其合訴ハ總額ヲ計算ス （佛百八十三條）

第四十五條 金圓物件ノ要求ニ非ル訴訟ハ之ヲ受理スト雖終審裁判ヲ爲スコトヲ聽サス

第四十六條 官府御有地郡區町村及ヒ公舎ニ關スル訴訟ハ之ヲ受理スルコトヲ聽サス

第四十七條 反訴支訴旁訴ノ金額若クハ價額二百圓以下ナレハ本訴ニ併テ之ヲ受理ス二百圓以上ナレハ本訴ニ併テ之ヲ地方裁判所ニ移ス

本訴反訴支訴及ヒ旁訴ノ金額若クハ價額各十圓以下ニ非レハ終審裁判ヲ爲スコトヲ聽サス （佛百八十三條）

第二章 地方裁判所 （佛百八十四條）

第四十八條 地方裁判所ハ區裁判所裁判ノ控訴金圓物件ノ要求ニ非ル訴訟及ヒ區裁判所ノ權内ニ在サル訴訟ヲ受理シ並ニ大

審院ノ移訴ヲ受理ス

其控訴移訴ハ終審裁判ヲ爲シ其他ノ訴訟ハ初審裁判ヲ爲ス佛一千八百三十八年四月十一日ノ法律一條二條

第四十九條 反訴支訴旁訴ハ金額價額二百圓以下ト雖之ヲ受理ス其裁判ノ初審終審ハ各本訴ノ裁判ニ從フ例

第三章 上級裁判所佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律三章千八百十年四月二十日ノ法律一章

第五十條 上級裁判所ハ左ノ訴訟ヲ受理シテ終審裁判ヲ爲ス

一 地方裁判所裁判ノ控訴

二 大審院ノ移訴

三 區裁判所判事及ヒ地方裁判所判事ニ對スル要償ノ訴佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律三章千八百十年四月二十日ノ法律二條

第四章 大審院佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

第五十一條 大審院ハ左ノ上告ヲ受理ス其理アル者ハ原裁判ヲ破毀シテ該訴ヲ他裁判所ニ移ス

一 上級裁判所ノ裁判及ヒ地方裁判所終審裁判ノ上告

二 陸海軍裁判所權限外ノ裁判ノ上告佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律七十七條

第五十二條 大審院ハ左ノ訴訟ヲ審判ス

一 上級裁判所判事ニ對スル要償ノ訴佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

二 大審院判事ニ對スル要償ノ訴佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

第五十三條 大審院ハ論上告ト同旨趣ヲ以テ再ヒ上告スル者ヲ

明治十三年の元憲院訴訟法草案

裁判ス佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律一一條二條

第三編 訴答審理裁判及執行

第一章 訴狀

第五十四條 訴狀ハ訴訟書式ニ從ヒ之ヲ書シ左ノ款項ヲ載ス

一 訴狀ノ題名

二 原告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所代理人若クハ代人ヲ任スレハ并ニ其姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所若シ分明ナラサル者ハ其事由

四 被告ノ住所若クハ宿所裁判所ヲ距ルコト一里以上、六レハ其里程

五 訴件ノ旨趣理由及ヒ憑證

六 年月日

七 原告ノ署名捺印若クハ代理人代人ノ署名捺印

八 該裁判所佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

第五十五條 原告ハ訴狀正副二本ヲ裁判所ノ書記局ニ呈ス若シ原告外國人ナレハ訴狀ヲ呈スル時訴費辨償ノ爲メ保證ヲ爲ス其金額ハ控訴ノ保證金額ニ同シ佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

第五十六條 書記ハ訴狀ヲ收領シタル日ヨリ三日以内ニ其副本ニ召喚狀ヲ添テ之ヲ被告ニ送達ス例

第二章 答狀佛共和憲第八年「パントリス」二月二十七日ノ法律一十八百三十七年四月一日ノ法律

第五十七條 答狀ハ訴訟書式ニ從ヒ之ヲ書シ左ノ款項ヲ載ス

一 答狀ノ題名

二 原被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所代人若クハ代人ヲ任スレハ并ニ其姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 答辨ノ旨趣理由及ヒ憑證

四 年月日

五 被告ノ署名捺印若ハ代人代人ノ署名捺印

六 該裁判所<sup>判例七</sup>

第五十八條 答狀ハ被告訴狀召喚狀ノ送達ヲ得タル日ヨリ上等裁判所及ヒ地方裁判所ハ十五日以内區裁判所ハ七日以内ニ正副二本ヲ書記局ニ呈ス書記ハ答狀收領ノ日ヨリ三日以内ニ其副本ヲ原告ニ送達ス

其原告若クハ被告ノ請求ニ因リ裁判所長ノ意見ヲ以テ答狀呈出ノ期限ヲ伸縮スル者ハ此限ニ在ラス<sup>判例六條七十二條七十六條千三十三條</sup>

第五十九條 被告期限内ニ答狀ヲ呈セザレハ被告ノ出席ヲ要セ

ス止メ原告ノ陳述ニ因リ關席裁判ヲ爲ス其陳述明確ナラサル者ハ關席裁判ヲ爲サス<sup>判例百四十九條百五十條</sup>

第三章 檢察官報告<sup>判例二</sup>

第六十條 左ノ款項ニ掲ル訴訟ハ之ヲ檢察官ニ報告ス

一 公安若クハ官府御有地郡區町村公舎若クハ公惠ノ贈遺ニ關スル訴訟

二 人身ノ本分及ヒ後見ニ關スル訴訟

三 審判辭拒ノ訴

四 判事辭拒ノ訴

五 判事ニ對スル要價ノ訴

六 不能力者ニ關スル訴訟<sup>判例八十三條</sup>

第六十一條 前條款項ノ外ト雖檢察官ハ其意見ヲ以テ判事ノ報告ヲ求ルコトヲ得<sup>判例八十三條</sup>

第四章 審理<sup>判例二卷五章六章</sup>

第六十二條 主任判事ハ訴答狀號數ノ順序ニ因リ對審ノ日時ヲ定メ書記ニ命シテ原被告ヲ召喚ス

其二次以後對審ノ日時ハ號數ノ順序ニ因ルコトヲ要セス<sup>判例</sup>

第六十三條 審理ハ主任判事訟庭ニ臨ミ原被告ノ陳述ヲ聽理シ書記ニ命シテ其旨趣ヲ割記セシム<sup>判例</sup>

第五章 裁判<sup>判例二卷七章</sup>

第六十四條 裁判ハ上等裁判所ハ五人以上地方裁判所ハ三人以上區裁判所ハ二人以上ノ判事連班シテ之ヲ議決ス<sup>判例百十六條</sup>

第六十五條 連理判事ハ會議前訟庭ニ臨ミ原被告ノ陳述ヲ聽<sup>判例</sup>

ク<sup>判例</sup>

第六十六條 連理判事ノ説二箇以上ニ分ルレハ多數ヲ以テ之ヲ決ス其數相同ケレハ他ノ判事ヲ加テ之ヲ議決ス<sup>判例百十八條</sup>

第六十七條 所長ハ時宜ニ因リ會議ニ連班ス<sup>判例</sup>

第六十八條 裁判ハ之ヲ裁判狀ニ記シ左ノ款項ヲ載ス

一 訴答ノ題名

二 原被告ノ姓名籍族職業住所若クハ宿所代言人若クハ代人ヲ任スレハ并ニ其姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 訴答ノ旨趣理由憑證ノ要旨

四 依準ノ法律習慣若クハ條理

五 裁判ノ旨趣及ヒ命令

六 初審終審控訴若クハ關席裁判

七 連班判事ノ署名捺印

八 檢察官參坐スレハ其署名捺印

九 年月日

十 該裁判所ノ印（附條百四十一條）

第六十九條 控訴移訴裁判執行ノ裁判所若クハ訴費辨償若クハ

急式審判若クハ執行留延若クハ假執行ハ之ヲ裁判狀ノ末ニ附記ス

其假執行ニ保證ヲ要スル者ハ併テ之ヲ附記ス（附條百二十二條百三十七條）

第七十條 裁判ハ連班判事訟庭ニ臨ミ上班判事原被告ニ宣告

第七十一條 書記ハ裁判狀ノ原本二本ヲ書シ之ヲ原被告ニ交付

第七十二條 急式審判ヲ爲ス可キ事件ハ訴答狀號數ノ順序定期

ノ日時ニ關セズ之ヲ審判ス（附條百四十四條以下八百六十六條以下）

第六章 急式審判（附條二百二十四條）

第七十二條 急式審判ヲ爲ス可キ事件ハ訴答狀號數ノ順序定期

ノ日時ニ關セズ之ヲ審判ス（附條百四十四條以下八百六十六條以下）

明治十三年の元老院訴訟法案

第七十三條 各本條ニ定タル外ト雖特ニ至急ヲ要スル者ハ原告若クハ被告ノ請求ニ因リ急式ヲ以テ之ヲ審判ス（附條百四十四條以下八百六十六條以下）

第七章 訴費（附條二百七章）

第七十四條 訴費ハ曲者之ヲ辨償ス原被告互ニ曲アレハ各自ニ之ヲ辨償ス

其別ニ本條アル者ハ其本條ニ從フ（附條百三十條）

第七十五條 訴費金額ノ制限ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム（附條五百四十四條）

第八章 執行留延（附條七章）

第七十六條 裁判執行ハ原被告ノ情況ニ因リ連班判事ノ議決ヲ以テ日數ヲ定メ之ヲ留延スルコトヲ得（附條百二十二條）

第七十七條 執行留延ノ日數ハ裁判宣告ノ日ヨリ起算ス（附條百二十三條）

第七十八條 曲者擅ニ抵當物若クハ差押財産ヲ賣渡シ若クハ讓渡シ若クハ棄毀隱匿シ若クハ他ニ運出スレハ執行ヲ留延スル者ト雖其効ナシ（附條百二十四條）

第七十九條 留延期限内ト雖曲者ノ財産ハ之ヲ差押ルコトヲ得（附條百二十五條）

第九章 假執行（附條七章）

第八十條 左ノ裁判ハ保證ヲ要セス假ニ之ヲ執行ス

一 公證書及ヒ自認シタル私證書ニ因リ爲シタル裁判

二 控訴期限内ニ控訴セザリシ裁判ノ執行ニ關シ爲シタル訴訟ノ裁判（附條百三十五條）

第八十一條 左ノ款項ハ連班判事假執行ノ可否及ヒ保證ノ要否

ヲ騰決ス

一 封印ノ貼除及ヒ目録ノ記載

二 至急ノ修繕

三 土地家屋ノ借主ヲ退去セシムル件

四 相争フ物件若クハ差押財産ノ受寄

五 糞料

六 後見人管財人其他財産ノ支配人ヲ任スル件

七 金額五十圓以下ノ裁判佛十七條百三十五條

第十章 審判辭拒佛九章二條

第八十二條 左ノ款項ノ訴ハ被告裁判所ニ請求シテ審判ヲ辭拒

スルコトヲ得

一 出訴裁判所ノ區分ニ違タル訴

二 裁判所權限外ノ訴

三 同原被告ノ同事件ニシテ現ニ他裁判所ニ於テ審理ヲ受ル

訴

第一項ハ答狀ヲ呈スル前ニ非レハ辭拒スルコトヲ聽カス第二

項第三項ハ訴訟間何ノ時ヲ問ハス辭拒スルコトヲ得佛百六十八條百六十九條

第八十三條 審判辭拒ノ請求ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス佛百七

第十一章 判事辭拒佛二十一章

第八十四條 左ノ款項ニ於テハ原告若クハ被告裁判所ニ請求シ

テ判事ヲ辭拒スルコトヲ得

一 判事若クハ其配偶對頭ノ親屬ナル時

二 判事若クハ其親屬本訴ニ等シキ訴訟ヲ現ニ爲ス時

三 判事若クハ其親屬他裁判所ニ於テ現ニ訴訟ヲ爲シ其裁判

所ノ判事對頭ナル時

四 判事對頭ノ債主若クハ負債者ナル時

五 辭拒者若クハ其親屬五年以内ニ判事若クハ其親屬ニ對シ

刑事ノ告訴ヲ爲シタル時

六 辭拒者判事若クハ其親屬ニ對シテ現ニ他ノ訴訟ヲ爲シ若

クハ其訴訟ノ裁判後六月以内ナル時

七 判事對頭ノ後見人管財人雇主舊主從ナル時若クハ對頭判

事ノ附籍若クハ同居人ナル時

八 判事本訴ニ關シ言語文字ヲ以テ對頭ニ意見ヲ諭示シ若ク

ハ本訴ヲ教唆シ若クハ訴費ヲ給與シ若クハ嘗テ本訴ノ證人

ト爲リ若クハ對頭ノ贈遺ヲ受ケ若クハ其家ニ就キ飲食シ若

クハ他裁判所ニ在テ嘗テ本訴ノ事件ヲ審判シタル時

九 判事辭拒者ト現ニ嫌隙アリ若クハ六月以内ニ辭拒者ヲ讒

毀罵罵シ若クハ脅迫シタル時佛三百七十八條

第八十五條 主任判事辭拒ノ請求ハ對審前之ヲ爲シ連班判事辭

拒ノ請求ハ裁判前之ヲ爲ス

主任判事辭拒ノ原因對審後ニ生スル者ハ對審後ト雖其請求ヲ

爲スコトヲ得佛三百八十三條

第八十六條 判事辭拒ノ請求ヲ受理スレハ其審判ヲ畢ルハテ本

訴ノ審判ヲ停止ス若シ原告若クハ被告本訴審判ノ停止ニ因リ  
損失ヲ生スヘキコトヲ證明スレハ所長其意見ヲ以テ假ニ他ノ  
判事ヲ任シ其審判ヲ爲サシム判例三百

第八十七條 判事辭退ノ請求ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス判例三百

第八十八條 判事辭退ノ請求ヲ爲ス者曲ト爲レハ之ニ二圓以上  
二十圓以下ノ科金ヲ命ス判例三百

第十二章 擔任者代答判例四款

第八十九條 物訴ヲ受タル被告擔任者アレハ主任判事ニ請求シ  
テ之ニ代答セシムルコトヲ得

其請求ハ答狀呈出ノ期限内ニ非レハ之ヲ爲スコトヲ聽サス判例  
百七十二條  
百八十二條

第九十條 主任判事代答ノ請求ヲ受理スレハ代答ノ期限ヲ定メ  
テ之ヲ原被告ニ報告シ其請求書ノ副本及ヒ訴狀ノ抄本ニ召喚  
狀ヲ添テ之ヲ擔任者ニ送達ス判例百七  
十五條

第九十一條 擔任者トシテ召喚ヲ受タル者擔任者ニ非ル旨ヲ申  
告スレハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス

其申告ハ代答ノ期限内ニ非レハ之ヲ爲スコトヲ聽サス判例百八  
十一條

第九十二條 被告擔任者ニ代答ヲ爲サシムルト雖自ラ其訴ニ參  
シ若クハ原告之ニ參セシムルコトヲ得判例百八  
十二條

第九十三條 擔任者曲ト爲レハ其裁判ハ被告ニ對シテ之ヲ執行  
ス

其訴費若クハ要價ニ關スル者ハ擔任者ニ對シテ之ヲ執行ス若

明治十三年の元老院訴訟法草案

シ擔任者之ヲ辨償スルコト能ハサレハ仍ホ被告ニ對シテ之ヲ  
執行ス判例百八  
十五條

第九十四條 擔任者ハ主任判事ニ請求シテ復擔任者ニ代答ヲ爲  
サシムルコトヲ得

其請求ハ代答ノ期限内ニ非レハ之ヲ爲スコトヲ聽サス判例百七  
十六條

第九十五條 主任判事擔任者復擔任者ニ代答ヲ爲サシムル請求  
ヲ受理スレハ第九十條ノ手續ニ從テ復擔任者ニ代答ヲ爲サシ  
ム

復擔任者更ニ擔任者ニ代答ヲ爲サシムル手續ハ擔任者復擔任  
者ニ代答ヲ爲サシムル者ニ同シ判例百七  
十六條

第九十六條 擔任者若クハ復擔任者期限内ニ代答ヲ爲サ、レハ  
主任判事第二十七條ノ例ニ從テ處分シ其期限後五日以内ニ被  
告ニ答狀ヲ呈セシム判例百七  
十八條

第十三章 本人審問判例二卷  
十五條

第九十七條 原告若クハ被告訴訟間主任判事ニ請求シテ對頭本  
人ヲ審問スルコトヲ得其本訴ニ切ナラスシテ徒ニ裁判ヲ遲延  
セシムル者ハ之ヲ聽サス

其請求書ニハ審問條款ヲ記ス判例三百二十四  
條三百二十五條

第九十八條 主任判事本人審問ノ請求ヲ受理スレハ審問ノ日時  
ヲ定メテ原被告ヲ召喚ス

其本人ノ召喚狀ニハ請求書ノ副本ヲ添フ判例三百  
二十七條

第九十九條 主任判事本人審問ノ請求ヲ受理スレハ其意見ヲ以

ヲ本訴ノ審理ヲ停止ス

第百條 本人隔遠ノ地ニ在レハ主任判事請求者ニ其審問條款明細書正副二本ヲ呈セシメ其副本ヲ其地ノ區裁判所ニ遞送シテ

聽理ヲ委託ス

其區裁判所ハ聽理ヲ畢タル後始末書ヲ其委託ヲ爲シタル裁判所ニ遞送ス調停三百二十六條

第百一條 本人疾病若クハ公務アリテ出席スルコト能ハサレハ其事由ヲ申告書ニ記シテ之ヲ書記局ニ呈ス

其疾病ニ關スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フ調停三百二十八條

第百二條 本人出席スルコト能ハサル旨ヲ申告スレハ主任判事時宜ニ因リ更ニ日時ヲ定メテ之ヲ召喚シ若クハ請求者ニ其審問條款明細書正副二本ヲ呈セシメ其副本ヲ本人ニ送達シテ七日以内ニ答辨書ヲ呈セシム調停三百三十二條

第百三條 本人審問條款明細書ノ送達ヲ受テ期限内ニ答辨書ヲ呈セス若クハ之ヲ呈スト雖仍ホ答辨セサル條款アレハ其審問條款ヲ自ら認メタル者ト做ス調停三百三十三條

第百四條 審問ノ時ハ代言人ニ代答セシメ若クハ答書ヲ用ルコトヲ聽サス本人自ら其答辨ヲ爲ス調停三百三十三條

第百五條 主任判事ハ書記ニ命シテ本人ノ答辨ヲ副記朗讀シ其差違ナキヤ否ヲ本人ニ問ヒ若シ差違アレハ之ヲ改正シテ更ニ朗讀シ本人ヲシテ其書ニ署名捺印セシム調停三百三十四條

第十四章 文書見聞調停二卷九章五款

第百六條 原告若クハ被告主任判事ニ請求シテ對頭ノ裁判所ニ呈シタル文書ノ原本ヲ見聞スルコトヲ得

其請求ヲ對審ノ席ニ於テ爲ス者ハ請求書ヲ要セス調停三百三十八條

第百七條 主任判事文書見聞ノ請求ヲ受理スレハ文書ノ原本ヲ呈ス可キ期限ヲ定メ請求書ノ副本ニ召喚狀ヲ添テ之ヲ對頭ニ送達シ文書ノ原本ヲ書記局ニ呈セシム

其請求ヲ對審ノ席ニ於テ允許スル者ハ主任判事直チニ其呈ス可キ期限ヲ定メテ之ヲ對頭ニ命ス調停三百三十九條

第百八條 文書ノ原本ヲ書記局ニ呈スレハ書記之ヲ請求者ニ報告シ該局ニ於テ其見聞ヲ爲サシム

其見聞ヲ畢レハ三日内ニ之ヲ本人ニ還付ス調停三百三十九條

第百九條 原告若クハ被告主任判事ニ請求シテ證人ヲ以テ事實ヲ證スルコトヲ得

其請求書ニハ證人ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所并ニ其證ス可キ條款ヲ記シ證人一人毎ニ副本一本ヲ増ス調停三百五十二條

第百十條 主任判事證人聽理ノ請求ヲ受理スレハ聽理ノ日時ヲ定メテ原被告及ヒ證人ヲ召喚ス

其證人ニ送達スル召喚狀ニハ請求書ノ副本ヲ添フ調停三百六十一條

第百十一條 證人隔遠ノ地ニ在レハ主任判事請求者ニ其證ス可キ條款明細書正副二本ヲ呈セシメ其副本ヲ其地ノ區裁判所ニ遞送シテ聽理ヲ委託ス

其區裁判所ハ聽理ヲ畢タル後始末書ヲ其委托ヲ爲シタル裁判所ニ送送ス（條二百五十五條二百六十六條）

第一百十二條 證人疾病若クハ公務アリテ出席スルコト能ハサルハ其事由ヲ申告書ニ記シテ之ヲ書記局ニ呈ス

其疾病ニ關スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フ

第一百十三條 證人出席スルコト能ハサル旨ヲ申告スルハ主任判事時宜ニ因リ更ニ日時ヲ定メテ之ヲ召喚シ若クハ請求者ニ其證ス可キ條款明細書正副二本ヲ呈セシメ其副本ヲ證人ニ送達シテ七日以内ニ證明書ヲ呈セシム（條二百六十六條）

第一百十四條 證人證ス可キ條款明細書ノ送達ヲ得テ期限内ニ證明書ヲ呈セサルハ主任判事第二十七條ノ例ニ從テ處分ス（條二百六十三條二百六十四條）

第一百十五條 證人二人以上アレハ一人毎ニ之ヲ聽理シ他ノ證人ニ傍聽スルコトヲ聽サス（條二百六十二條）

第一百十六條 證人ハ證ヲ述ル前其姓名氏族籍職業年齡住所若クハ宿所ヲ述フ若シ原告若クハ被告ノ親屬ナレハ其等級履人ナレハ其履限ヲ述フ

其文書ヲ以テ證明スル者ハ之ヲ其證明書ニ記ス（條二百六十二條）

第一百十七條 證人ハ證ス可キ事實ヲ口陳ス主任判事ハ書記ニ命シテ其陳述ヲ副記朗讀セシメ差違ナキヤ否ヲ證人ニ問ヒ若シ差違アレハ之ヲ改正シテ更ニ朗讀セシメ證人ヲシテ其書ニ署名捺印セシム（條二百七十二條）

署名捺印セシム（條二百七十二條）

第一百十八條 證人證ヲ述ル間ハ原被告言語ヲ參スルコトヲ聽サス問ハント欲スル件アレハ主任判事ヲ經由シ若クハ其允許ヲ得テ之ヲ問フ（條二百七十六條）

第一百十九條 證人ハ裁判前ト雖其聽理ヲ請求シタル者ヨリ旅費日當ヲ收領スルコトヲ得（條二百七十七條）

第一百二十條 一箇事件ニ證人五人以上ノ聽理ヲ請求シタル者ハ直ト爲ルト雖曲者ニ五人以上ノ旅費日當ヲ償ハシムルコトヲ得ス（條二百八十一條）

第一百二十一條 左ノ款項ニ於テハ原告若クハ被告主任判事ニ請求シテ證人ヲ辞拒スルコトヲ得

一 證人若クハ其配偶原告若クハ被告ノ親屬ナル時

二 證人對頭ノ雇主若クハ被雇人ナル時

三 證人聽理ノ請求ヲ受理シタル後證人本人ノ贈遺孿應若クハ屬托ヲ受タル時

四 證人刑事ノ被告ナル時

五 證人盜罪ヲ犯シテ輕罪ノ刑ニ處セラレタル者ナル時（條二百八十三條）

第一百二十二條 證人辞拒ノ請求ヲ爲ス者ハ證人證ヲ述ル前ニ之ヲ爲ス

其證書ヲ以テ證人ヲ辞拒スル者ハ證人證ヲ述タル後ト雖其請求ヲ爲スコトヲ得（條二百七十七條）

第一百二十三條 證人辭拒ノ原因ト爲ル可キ證書アルニ非レハ其



辯拒ノ原因ヲ證スル爲メ證人ヲ立ツ（附條二百八十九條）

第二百二十四條 辯拒セラレタル證人ハ其辯拒ノ原因ナキコトヲ證スル爲メ證人ヲ立ルコトヲ得

證人ヲ辯拒スル爲メニ立テタル證人ヲ辯拒シ若クハ辯拒セラレタル證人其辯拒ノ原因ナキコトヲ證スル爲メニ立テタル證人ヲ辯拒スルムハ證書ヲ以テ之ヲ爲ス（附條二百九十七條）

第二百二十五條 證人辯拒ノ請求ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス其本訴訟ニ裁判スルヲ得可キ手續ニ至リシ者ハ本訴ニ併セテ之ヲ裁判ス（附條二百八十八條）

第二百二十六條 辯拒セラレタル證人ノ陳述ト雖事實參考ノ爲メ之ヲ聽クコトヲ得（附條二百八十四條）

第十六章 實地検査（附條二卷第十三條）

第二百二十七條 主任判事ハ原告若クハ被告ノ請求ニ因リ若クハ其意見ヲ以テ所長ノ允許ヲ得爭論ノ場所ヲ實檢ス其實檢ヲ爲スニハ主任判事日時ヲ定メ原被告ヲ其場所ニ召喚シ書記ヲ隨ヘ其場ニ臨テ之ヲ爲ス（附條二百九十五條）

第十七章 文書認定（附條二卷第十條）

第二百二十八條 私文書ヲ本人若クハ其相續人ニ認定セシメントスル者ハ裁判所ニ請求シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

其訴訟開請求ヲ爲ス者ハ之ヲ主任判事ニ爲ス（附條百九十三條）

第二百二十九條 認定ヲ請求スル者ハ請求書ニ其文書ノ抄本ヲ添フ

第三百十條 認定ノ請求ヲ受理スレハ主任判事認定ノ日時ヲ定メ請求者及ヒ其認定ヲ爲ス可キ者ヲ召喚シ訟庭ニ於テ之ヲ爲サシム

其認定ヲ爲ス可キ者ニ送達スル召喚狀ニハ請求書ノ副本ヲ添フ（附條百九十三條）

第三百十一條 認定ヲ爲ス可キ者疾病若クハ公務アリテ出席スルコト能ハヤレハ其事由ヲ申告書ニ記シテ之ヲ書記局ニ呈ス

其疾病ニ關スル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フ

第三百十二條 認定ヲ爲ス可キ者文書ヲ認定スレハ主任判事認定者ヲシテ之ニ其旨ヲ傍記シテ署名捺印セシム

若シ認定ヲ肯セサレハ主任判事眞偽査照ノ爲メ請求者及ヒ認定ヲ爲ス可キ者ヲシテ其文書ニ署名捺印セシメテ之ヲ書記局ニ領置ス（附條百九十四條）

第三百十三條 請求者及ヒ認定ヲ爲ス可キ者ハ書記局ニ領置シタル文書ヲ該局ニ於テ見閱スルコトヲ得（附條百九十五條）

第三百十四條 文書眞偽ノ査照ハ憑證若クハ鑑定ヲ以テ之ヲ爲ス（附條百九十五條）

第三百十五條 鑑定ヲ以テ査照ヲ爲スニハ主任判事請求者ヲシテ照徴ニ供ス可キ文書印影ヲ呈セシム若シ請求者之ヲ呈セザレハ其請求書ヲ却還ス（附條百九十九條）

第三百十六條 左ノ文書印影ノ外照徴ノ用ニ供スルコトヲ聽サス

一 査照ス可キ文書ニ署名捺印シタル者ノ自認シタル文書印影及ヒ其署名捺印シタル公文書

二 査照ス可キ文書ニ署名捺印シタル者ノ官府公署ニ呈シタル印影

三 鑑定ヲ爲ス可キ者照徴ニ供スルコトヲ承諾シタル文書印影影百條二

第三百三十七條 請求者他人ノ手ニ在ル文書印影ヲ照徴ニ供スルコトヲ請求スレハ主任判事其所持人ニ命シテ之ヲ書記局ニ呈セシム

其書記局ニ寄托スルコト能ハサル者ハ之ヲ認庭ニ携呈セシム例百一條

第三百三十八條 裁判所ニ呈スルコト能ハサル文書印影照徴ニ必要ナレハ主任判事書記及ヒ鑑定者ヲ隨ヘ其所在ニ就テ査照ヲ爲ス例百二條

第三百三十九條 照徴ニ必要ナル文書印影隔遠ノ地ニ在レハ主任判事期日及ヒ方法ヲ定メテ其所持人ニ命シ之ヲ裁判所ニ遞送セシム其遞送スルコト能ハサル者ハ所持人其理由ヲ申告書ニ

記シテ之ヲ該裁判所ニ送呈ス主任判事其申告書ヲ收領スレハ査照ス可キ文書ヲ其地ノ區裁判所ニ送りテ其査照ヲ委託ス

其區裁判所ハ査照ヲ畢タル後其文書ニ鑑定書ヲ添テ之ヲ委託ヲ爲シタル裁判所ニ送還ス例百二條

第四百十條 假令ノ爲メ文書印影ヲ裁判所ニ呈ス可キ命ヲ受ケ

タル者之ヲ呈セス若クハ遞送セサレハ主任判事第二十七條ノ例ニ從テ處分ス例百一條

第四百十一條 主任判事ハ請求ニ因リ若クハ其意見ヲ以テ認定ヲ爲ス可キ者ニ其印ヲ携呈セシメ若クハ認庭ニ於テ鑑定者ノ口授スル文字ヲ手記セシメテ之ヲ照徴ニ供ス例百六條

第四百十二條 鑑定ヲ畢レハ書記局ニ領置シタル照徴文書ヲ其所持人ニ還付ス例百九條

第四百十三條 文書眞偽ノ査照ヲ畢レハ其裁判ヲ爲ス其訴訟問査照ヲ爲ス者ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス例百十三條

第四百十四條 文書認定ノ費用ハ請求者之ヲ負擔ス其査照シテ審判ヲ爲シタル者ハ曲者之ヲ負擔ス例百九十三條

第十八章 鑑定例百二條

第四百十五條 主任判事原告若クハ被告ノ請求ニ因リ若クハ其意見ヲ以テ鑑定ヲ必要ナリトスレハ場所日時ヲ定メ之ヲ原被告ニ報告シ鑑定者ヲ召喚シテ鑑定ヲ爲サシム例百三條

第四百十六條 鑑定ハ三人ノ鑑定者ヲ要ス其原被告ノ協議ヲ以テ主任判事ニ請求シ其數ヲ減スル者ハ此限ニ在ラス例百三條

第四百十七條 原告若クハ被告鑑定ノ日時ニ闕席スト雖鑑定ヲ留延セス例百三條

第四百十八條 鑑定ヲ畢レハ鑑定者直ニ鑑定書ヲ書シ署名捺印シテ之ヲ主任判事ニ呈ス

若シ鑑定者手書スルコト能ハサレハ書記代テ之ヲ書ス（附條三百十七條）

第四百十九條 鑑定者ノ説相異ナレハ各説ヲ鑑定書ニ記ス（附條三百十三條）

第五百十條 鑑定分明ナラサレハ主任判事其意見ヲ以テ更ニ鑑定者ヲ定メテ再鑑定セシム（附條三百二十二條）

第五百十一條 鑑定者ハ裁判前ト雖其鑑定ヲ要スル手續ヲ爲シタル者ヨリ旅費日當ヲ收領スルコトヲ得（附條三百十九條）

第五百十二條 左ノ款項ニ於テハ原告若クハ被告主任判事ニ請求シテ鑑定者ヲ辞退スルコトヲ得其辞退ノ原因鑑定者召喚ヲ受タル前ニ在ル者ハ鑑定前ニ其請求ヲ爲ス

一 鑑定者若クハ其配偶原告若クハ被告ノ親屬ナル時

二 鑑定者對頭ノ債主若クハ負債者ナル時

三 鑑定者對頭ノ雇主若クハ被雇人ナル時

四 鑑定者召喚ヲ受タル後對頭ノ贈遺繼承若クハ囑托ヲ受タル時（附條三百十條）

第五百十三條 鑑定者辭拒ノ請求ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス（附條三百十一條）

第十九章 解決（附條二百三十三條）

第五百十四條 原告訴訟ヲ解消セント欲スレハ主任判事ニ請求シテ解決ヲ爲スコトヲ得

其請求書ニハ代言人若クハ代人ヲ任シタル時ト雖本人署名捺印ス（附條二百二條）

第五百十五條 解決ヲ爲シタル原告ハ訴費ヲ負擔ス（附條四百三條）

第二十章 反訴支訴及旁訴（附條二百六章）

第五百十六條 被告本訴ノ事件ニ因リ原告ヲ訴フ可キ權アレハ訴訟間反訴ヲ爲スコトヲ得（附條二百三十七條）

第五百十七條 原告若クハ被告本訴若クハ反訴ニ附帶シタル事件ニ因リ訴訟間支訴ヲ爲スコトヲ得（附條二百三十七條）

第五百十八條 原告ニ非ル者本訴若クハ反訴ノ事件ニ因リ訴訟間旁訴ヲ爲スコトヲ得（附條二百三十九條）

第五百十九條 主任判事反訴支訴若クハ旁訴ヲ受理スレハ其意見ヲ以テ其裁判ヲ畢ルマテ本訴ノ審判ヲ停止ス

其本訴ノ審判ヲ停止セサル者ハ本訴ニ併セテ之ヲ裁判ス（附條三百三十八條）

第六十條 反訴若クハ支訴ノ事件數箇アレハ合セテ之ヲ訴フ若シ各箇ニ之ヲ訴フレハ直ト爲ルト雖第一訴ノ外對頭ニ訴費ヲ辨償セシムルコトヲ得（附條三百三十八條）

第六十一條 反訴支訴及ヒ旁訴ニ關シ被告答狀ヲ呈ス可キ期限ハ主任判事ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム（附條「ムイロン」新改法附條「五百八十二」）

第二十一章 再審請求（附條二百八章）

第六十二條 闕席裁判ヲ受タル被告ハ裁判所ニ請求シテ再審ヲ受ルコトヲ得（附條二百六十條）

第六十三條 再審請求ノ期限ハ裁判狀ノ交付ヲ得タル日其交付ヲ得サリシ者ハ執行狀ノ送達ヲ得タル日ヨリ上等裁判所及

ヒ地方裁判所ニ於テハ八日區裁判所ニ於テハ三日ト爲ス 第四百五十七條  
五十八條

第百六十四條 再審ノ請求ヲ受理スレハ更ニ本訴ノ審判ヲ爲シ  
前裁判ノ執行ヲ停止ス

其假執行ヲ爲ス者ハ此限ニ在ラス 第四百五十九條

第二十二章 非原被告裁判改正請求 第四百一

第百六十五條 原被告ニ非ル者召喚ヲ受スルテ已ノ權利ヲ害セ  
ラル、裁判アレハ裁判改正ヲ其裁判所ニ請求スルコトヲ得 第四百七十四條

第百六十六條 執行ヲ爲サル、前ニ非原被告裁判改正ノ請求ヲ受  
理スレハ所長ノ意見ヲ以テ其執行ヲ停止ス 第四百七十五條

第百六十七條 原告若クハ被告訴訟問本訴ニ關スル事件ニシテ  
己ノ原被告ニ非リシ訴訟ノ裁判改正ヲ其裁判ヲ爲シタル裁判  
所ニ請求スレハ本裁判所ノ主任判事ハ其意見ヲ以テ本訴ノ審  
判ヲ留延ス其既ニ裁判ヲ爲シタル者ハ所長ノ意見ヲ以テ其執  
行ヲ停止ス

其不動産交付ノ終審裁判及ヒ再審請求期限若クハ控訴期限ノ  
經過シタル不動産交付ノ初審裁判ノ執行ハ之ヲ停止セス 第四百七十七條

第百六十八條 非原被告裁判改正ヲ請求スル者ハ訴費辨償ノ爲メ  
保證ヲ爲ス其金額ハ控訴ノ保證金額ニ同シ 第四百七十八條

第百六十九條 非原被告裁判改正請求ノ期限ハ裁判宣告ノ日ヨリ

明治三十三年の元老院審判法草案

二十年ト爲ス 第四百九

第二十三章 原被告裁判改正請求 第四百一

第百七十條 終審裁判ヲ受タル者及ヒ終審ノ關席裁判ヲ受テ再  
審請求ノ期限ヲ經過シタル者ハ左ノ款項ニ於テ裁判改正ヲ其  
裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 裁判宣告ノ時訴式ニ違タル件アリシ時

二 訴求セサル件ノ裁判アリシ時

三 訴求ノ件ニ増加シタル裁判アリシ時

四 訴求ノ件ヲ遺脱シタル裁判アリシ時

五 裁判狀中顛顛ノ件アリシ時

六 裁判狀ニ記ス可キ條件ヲ遺脱シ若クハ誤謬シタル時

七 裁判狀ニ附記ス可キ條件ヲ遺脱シ若クハ誤謬シタル時

八 對頭ニ詐偽アリシ時

九 裁判ノ證據ト爲シタル證書ノ偽造若クハ變造ヲ對頭自認  
シ若クハ其裁判ヲ受タル時 第四百九

十 對頭ノ隱匿セシ證書ヲ裁判ノ後得タル時 第四百三十六條  
四百八十條

第百七十一條 執行ヲ爲サ、ル前ニ裁判改正ノ請求ヲ受理スレ  
ハ其執行ヲ停止ス 第四百九

第百七十二條 裁判狀中改正ス可キ條件ニ牽連セサレハ止マ  
其件ヲ改正ス 第四百八

第百七十三條 裁判改正請求ノ期限ハ裁判狀ノ交付ヲ得タル日

八七 (一五五)

ヨリ上等裁判所及ヒ地方裁判所ハ十五日區裁判所ハ七日ト爲ス

其不能力者ハ能力者ト爲リシ日闕席裁判ヲ受タル者ハ再審請求期限ノ終リシ日ヨリ起算ス創條四百八十三條 條四百八十四條

第百七十四條 第百七十條第八項第九項及ヒ第十項ニ關スル裁判改正ノ請求ハ對頭詐偽造若クハ変造ヲ自認シ若クハ其裁判ヲ受ケ若クハ對頭ノ隱匿セシ證書ヲ得タル日ヨリ其期限ヲ起算ス條四百八十八條

第百七十五條 裁判改正ノ請求ヲ爲スコトヲ得可キ者期限内ニ死 亡スレハ其日ヨリ家督若クハ遺物相續人ノ定ル間ノ日數ハ期 限ニ算入セス條四百八十七條

第二十四章 判事要價創條四三條

第百七十六條 左ノ款項ニ於テハ原告若クハ被告判事ニ對シ要價ノ訴ヲ爲スコトヲ得

一 判事訴訟問若クハ裁判ノ際詐偽若クハ受贓ノ款(疑カ一解題者註)アル時

二 判事ニ對シ要價ノ訴ヲ爲スヲ得ルコトヲ法律ニ定タル時

三 判事裁判ヲ爲スコトヲ肯セサル時創條五十五條

第百七十七條 判事原被告ノ請求ニ應スルゴトヲ肯セス若クハ既ニ裁判ヲ爲スヲ得可キ手續ニ至リタル訴訟若クハ其手續ニ至ントスル訴訟ノ裁判ヲ怠ル時ハ裁判ヲ爲スコトヲ肯セザル者ト爲ス條五百六條

第百七十八條 判事裁判ヲ爲スコトヲ肯セサル時ハ區裁判所判事ニ付テハ五日ヲ隔テ再度其裁判ヲ爲ス可キ請願書ヲ該裁判所ノ書記局ニ呈シ地方裁判所及ヒ上等裁判所ノ判事ニ付テハ十日ヲ隔テ再度其請願書ヲ呈ス創條五十七條

第百七十九條 再度其請願書ヲ呈シ仍ホ裁判ヲ爲サ、レハ判事ニ對シ要價ノ訴ヲ爲スコトヲ得條五百八條

第百八十條 區裁判所及ヒ地方裁判所ノ判事ニ對スル要價ノ訴ハ上等裁判所ニ之ヲ爲シ上等裁判及ヒ大審院ノ判事ニ對スル要價ノ訴ハ大審院ニ之ヲ爲ス

其訴狀ニハ代言人若クハ代人ヲ任シタル時ト雖本人署名捺印ス創條五百九條 五百十一條

第百八十一條 判事ニ對スル要價ノ訴ヲ受理スレハ三日内ニ其訴狀ヲ被告判事ニ送達シ被告判事ハ八日内ニ答狀ヲ呈ス創條五百四十四條

第百八十二條 判事ニ對シ要價ノ訴ヲ爲ス者曲ト爲レハ之ニ五圓以上五十圓以下ノ科金ヲ命ス創條五百十六條

第二十五章 財産差押創條五十七條 五十八條 五十九條 第六十條

第百八十三條 左ノ訴ヲ爲ス者ハ主任判事ニ請求シテ執行保全ノ爲メ裁判前被告ノ財産ヲ差押ルコトヲ得其請求ヲ起訴ノ時爲ス者ハ之ヲ裁判所ニ爲ス

一 金圓取戻ノ訴

二 代金代品要求ノ訴

第百八十四條 現物取戻ノ訴ヲ爲ス者ハ止タ其物件ヲ差押ルコトヲ得

トヲ得

第百八十五條 差押ヲ請求スル者ハ損失賠償ノ爲メ保證ヲ爲ス

第百八十六條 差押ノ請求ヲ允許スレハ差押狀ヲ請求者ニ交付ス

又

第百八十七條 差押狀ハ左ノ款項ヲ載ス

一 原告ノ姓名家族籍職業住所若クハ宿所

二 訴訟ノ旨趣

三 差押ノ金額若クハ現物

四 差押狀交付ノ年月日

五 主任判事ノ署名捺印

六 該裁判所ノ印

第百八十八條 原告差押狀ヲ得レハ之ヲ執行吏ニ交付シテ差押ヲ委託ス

ヲ委託ス

第百八十九條 差押ヲ可キ財産他裁判所ノ管内ニ在レハ原告其

地裁裁判所ニ申告シ其執行吏ニ差押狀ヲ交付シテ差押ヲ委託ス

ス

第百九十條 執行吏被告ノ財産ヲ差押ルニハ前日內被告ニ差押

狀ノ抄本ヲ送達ス若シ他人其財産ヲ所持スレハ同上ノ期限内

ニ其抄本ヲ送達シ仍ホ抄本一本ヲ被告ニ送達ス

第百九十一條 被告若クハ被告ノ財産ヲ所持スル者ハ差押ノ後

ト差押金額ヲ執行吏ニ交付シテ差押ヲ免カル、コトヲ得

其金額ハ執行吏之ヲ裁判所ニ審頓ス

第百九十二條 被告若クハ被告ノ財産ヲ所持スル者ハ差押狀抄

本ノ送達ヲ得タル時ヨリ差押ノ終ル間商品ノ外被告ノ財産ヲ

賣渡シ若クハ讓渡シ若クハ棄置隱匿シ若クハ他ニ運出スルコ

トヲ聽サス其商品ヲ賣リタル者ハ之ヲ簿冊ニ記シ其代金ヲ保

存ス

此規則ニ背ク者ハ主任判事之ニ一圓以上二百圓以下ノ科金ヲ

命ス

第百九十三條 執行吏差押ヲ爲スニハ其差押ヲ爲ス地ノ警察署

ニ照會シ巡查一名ノ立會ヲ得テ之ヲ爲ス

其原告ハ之ニ參スルコトヲ聽サス

第百九十四條 差押ヲ可キ財産所在ノ家門戸ヲ閉鎖シテ差押ヲ

爲スコト能ハサレハ執行吏巡查ノ面前ニ於テ其門戸ヲ開キ差

押ヲ爲ス

第百九十五條 執行吏ハ差押財産ノ目錄ヲ書シ動産ハ品類數量

不動産ハ地名番號種類坪數ヲ詳記シ各財産ノ價ヲ見積リテ其

類ヲ附記ス

其目錄ニハ被告若クハ被告ノ財産ヲ所持スル者及ヒ執行吏署

名捺印ス

第百九十六條 差押金額以上ノ財産ハ之ヲ差押ルコトヲ聽サス

其分割スルコトヲ得サル財産ハ全部ヲ差押ルコトヲ聽スト雖

差押金額ニ至ルマテ差押ヘタル者ト做ス

第九十七條 被告差押金額以上ノ財産ヲ同所ニ有スレハ執行吏被告ノ便宜ニ因テ差押財産ヲ定ム

第九十八條 左ノ款項ニ載スル財産ハ之ヲ差押ルコトヲ聽サス

一 被告本人其配偶及ヒ其家ニ住スル子孫ノ時服ニ通夜具一通若シ官吏ナレハ其他禮服若クハ制服一通

二 職業ニ必要ナル器具書籍牛馬等價三十圓ニ至ルマテノ物

其物件ハ被告ノ擇ニ任ス

三 被告本人其配偶及ヒ其家ニ住スル子孫ノ飲食炊爨ノ具一通及ヒ三十日物ノ飲食物

四 買入書入若クハ既ニ差押ヘラレタル財産

其財産ノ價額ニ餘剩アレハ仍ホ之ヲ差押ルコトヲ得

本條載スル所ノ物件ト雖其代金要求ノ訴ヲ爲ス者ハ之ヲ差押ルコトヲ得

第九十九條 執行吏ハ差押ヘタル財産中銀貨珠寶貨幣及ヒ公債證書銀行爲替手形ノ類ハ之ヲ裁判所ニ寄頓シ其他ノ物件ハ之ニ封印ヲ爲シ若クハ差押ノ標記ヲ附シテ之ヲ被告若クハ其ノ財産ヲ所持スル者ニ寄託ス

第二百條 執行吏被告若クハ被告ノ財産ヲ所持スル者ニ差押財産ヲ寄託スレハ其財産保守ノ證書ヲ收領ス

第二百一條 差押ヘタル財産中腐敗ス可キ者アレハ保守者之ヲ執行吏ニ報告ス

執行吏其報告ヲ得レハ直ニ公費ノ日時ヲ定メ之ヲ保守者及ヒ原被告ニ報告シテ公費ヲ爲シ其代金ヲ裁判所ニ寄頓ス

第二百二條 保守者寄託サレタル財産ヲ私用シ若クハ賣渡シ若クハ讓渡シ若クハ棄毀隱匿シ若クハ他ニ運出スレハ其損失ヲ賠償ス

第二百三條 執行吏ハ差押始末證書正本一本副本二本若クハ三本ヲ書シ之ニ左ノ款項ヲ載ス

一 訴訟ノ題名及ヒ起訴ノ年月日

二 原被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 差押狀ヲ送達シタル年月日及ヒ差押ノ年月日

四 差押財産ノ目錄及ヒ見積ノ價額

五 差押財産ノ處分

六 保守者ノ姓名

七 執行吏ノ署名捺印

八 立會巡查ノ署名捺印

第二百四條 不動産ヲ差押ヘタル時ハ執行吏直ニ始末書ヲ其地ノ區長若クハ戶長役所ニ持參シテ之ニ區長若クハ戶長ノ認印ヲ受ク

區長若クハ戶長ハ其差押ヲ設スル爲メ役所ノ簿冊ニ其旨ヲ登記ス

第二百五條 執行吏ハ差押ヲ畢タル日ヨリ三日以内ニ差押狀ニ始末書ノ正本ヲ添テ之ヲ其差押狀ヲ發シタル裁判所ノ書記局

ニ運納シ其副本各一本ヲ原被告ニ送達ス其他裁判所ノ管内ニ於テ差押ヲ爲ス者ハ仍ホ副本一本ヲ其裁判所ノ書記局ニ呈ス」若シ他人ノ所持スル被告ノ財産ヲ差押フレハ仍ホ同上ノ期限内ニ其所持人ニ始末書ノ抄本ヲ送達ス（附條六）  
七十七條

第二百六條 差押財産ノ差押金額ニ滿サル時其財産ヨリ生スル利得ハ保守者之ヲ執行吏ニ交付ス執行吏ハ第九十九條ノ規則ニ從テ之ヲ處分ス若シ保守者其利得ヲ執行吏ニ交付セザレハ原告執行吏ニ報告シテ之ヲ收領セシムルコトヲ得

第二百七條 被告他人ヨリ收領ス可キ財産アレハ執行吏其他人ニ差押狀ヲ示シテ之ヲ差留ルコトヲ得

其他他人裁判所ノ管内ニ在レハ第九十九條ノ規則ニ從テ差留ヲ爲ス（附條五）  
五十七條

第二百八條 差留ヲ受タル者ハ被告ニ交付ス可キ財産ノ有無ヲ陳述書ニ記シテ之ヲ執行吏ニ交付ス

其被告ニ交付ス可キ財産アル者ハ陳述書ニ其理由財産ノ種類員數價額及ヒ交付ス可キ年月日ヲ記ス（附條五）  
七十一條  
七十三條  
七十七條  
七十八條

第二百九條 執行吏ハ差留ヲ爲シタル日ノ翌日内ニ差留メタル金額ヲ書シ之ニ前條ノ陳述書及ヒ差押狀ノ抄本ヲ添テ被告ニ送達ス

其既ニ差押狀ヲ被告ニ送達シタル者ハ之ヲ添ルコトヲ要セス（附條五）  
六十三條

明治十三年の元寇院訴訟法草案

第二百十條 差留ヲ受タル者ハ其財産ヲ執行吏ニ交付シテ差留ヲ免ル、コトヲ得

第二百十一條 執行吏差留財産ヲ收領スレハ第九十九條ノ規則ニ從テ之ヲ處分ス

第二百十二條 保守者ノ酬金ハ執行吏ノ陳述ニ因リ主任判事ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム

其他裁判所ノ管内ニ在ル財産ヲ差押ヘタル者ハ其差押ヲ申告シタル區裁判所長之ヲ定ム（附條六）  
百二條

第二百十三條 差押ノ費用ハ請求者之ヲ負擔ス

第二十六章 所爲停止

第二百十四條 被告ノ所爲訴件ニ關シ原告ノ損失ヲ生ス可キ者ハ原告請求シテ其所爲ヲ停止スルコトヲ得

起訴ノ時其請求ヲ爲ス者ハ之ヲ裁判所ニ爲シ訴訟間爲ス者ハ之ヲ主任判事ニ爲ス

第二百十五條 所爲停止ヲ請求スル者ハ損失賠償ノ爲メ保證ヲ爲ス

第二百十六條 所爲停止ヲ受タル者ハ損失賠償ノ爲メ保證ヲ爲シ請求シテ其停止ヲ免ル、コトヲ得

其保證金額ハ所爲停止ノ保證金額ヨリ少カラス

第二百十七條 前二條ノ保證金額ハ更ニ對頭ノ請求ニ因リ主任判事ノ意見ヲ以テ増加スルコトヲ得

第二百十八條 所爲停止ノ請求及ヒ停止解免ノ請求ヲ受理スレ



ハ過期ヲ以テ之ヲ審判ス

第二十七章 執行第五條

第二百十九條 裁判執行ノ期限ハ其裁判宣告ノ日ヨリ二十年間

審判執行ノ期限ハ其裁判宣告ノ日ヨリ六月ト爲ス第六條

第二百二十條 曲者裁判ヲ執行スレハ原告被告通牒シテ其旨ヲ裁

判所書記局ニ申告ス

第二百二十一條 曲者執行ヲ肯セサレハ直者執行狀ヲ執行吏ニ

交付シテ執行ヲ委託ス

執行狀ハ直者裁判所ノ書記局ニ請求シテ之ヲ受ク第五條

第二百二十二條 上等裁判所ノ裁判及ヒ地方裁判所區裁判所ノ

終審裁判ハ宣告ノ後直ニ之ヲ執行スルコトヲ得

地方裁判所ノ初審裁判ハ宣告ノ日ヨリ八日以後區裁判所ノ初

審裁判ハ宣告ノ日ヨリ三日以後ニ非レハ之ヲ執行スルコトヲ

聽サス

其假執行ハ裁判宣告後直ニ之ヲ爲スロトヲ得第六條

第二百二十三條 執行狀ハ左ノ事項ヲ載ス

一 執行命令文

二 太政大臣ノ姓名

三 書記ノ署名捺印第五條

第二百二十四條 執行狀ハ六月ヲ過レハ其効ナシ若シ其期限内

ニ執行ヲ爲サ、レハ其執行狀ヲ還納シ更ニ請求シテ執行狀ヲ

受ク

其執行終了後ニ期限ノ經過スルモノハ此限ニ在ラス

第二百二十五條 執行吏ハ執行狀ヲ曲者若クハ其家族ニ示ジテ

執行ヲ爲ス

第二百二十六條 執行吏原告被告ニ非ル者ハ執行ノ手續ヲ爲サシ

ムルニハ之ニ裁判狀及ヒ執行狀ヲ示シ仍ホ曲者ノ再審請求及

ヒ未タ控訴ヲ爲サ、リシ旨ヲ記シタル書記ノ證書ヲ交付ス第六條

第二百二十七條 金圓若クハ代品ヲ交付ス可キ裁判ヲ受タル者

之ヲ交付スルコト能ハス若クハ交付スルコトヲ肯セサレハ執

行吏直ニ曲者ノ財産ヲ差押ヘテ公賣ノ處分ヲ爲ス

若シ曲者裁判宣告ノ後其執行ヲ避ル爲ノ(メカ)解題者註)

其財産ヲ賣渡シ若クハ讓渡シ若クハ棄毀隱匿シ若クハ他ニ運

出シタル證アレハ執行吏其旨ヲ裁判所ニ申告ス裁判所ハ直ニ

曲者ヲ勾引シテ其審判ヲ爲ス

第二百二十八條 現物ヲ交付ス可キ裁判ヲ受タル者之ヲ交付ス

ルコトヲ肯セサレハ執行吏直ニ其現物ヲ差押ヘテ之ヲ直者ニ

交付ス

若シ曲者裁判宣告ノ後其現物ヲ賣渡シ若クハ讓渡シ若クハ棄

毀隱匿シ若クハ他ニ運出シタル證アレハ前條ニ依テ處分ス

第二百二十九條 金圓物件ノ交付ニ非ル裁判ヲ受タル者其執行

ヲ肯セサレハ執行吏其旨ヲ裁判所ニ申告ス裁判所ハ直ニ曲者

ヲ勾引シテ其執行ヲ肯スルマテ之ヲ勾置ス

第二百三十條 執行ノ差押ニ關スル規則ハ第八十九條第九

十三條第九十四條第九十五條第九十六條第九十七條

第九十八條第九十九條第一百條第一百零一條第一百零二條第一百零三條第一百零四條第

二百零六條第二百零七條第二百零八條第二百零九條第二百一十條第二百

十一條ニ從フ類

第二百三十一條 執行ノ爲メ差押ヘタル財産ノ處分ハ第九十

九條第二百零一條ノ規則ニ從テ雖其保守者ハ執行吏之ヲ定ム

其保守者ノ酬金ハ第二百零二條ニ依テ之ヲ定ム

第二百三十二條 執行吏ハ執行始末書正本一本副本二本若クハ

三本ヲ書シ之ニ左ノ款項ヲ載ス

一 訴訟ノ題名及ヒ起訴裁判ノ年月日

二 原被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 執行着手ノ年月日

四 執行ノ始末

五 執行ノ費目

六 執行ヲ畢タル年月日

七 執行吏ノ署名捺印類

第二百三十三條 執行吏差押始末書ヲ送達シ及ヒ執行(狀ヲ還

納シ執行)始末書ヲ送達スル規則ハ第二百五條ニ從フ類(カ

ッコ内ハ未筆挿入ノ句一解題者註)

第二百三十四條 日出前日没後ハ執行ヲ爲スコトヲ聽サス

其裁判所長ノ允許スル者ハ此限ニ在ラス例佛千三十七條

明治十三年の元老院憲法草案

第二百三十五條 執行吏差押財産ノ公賣ヲ爲スニハ其旨ヲ裁判

所ニ申告シ其財産所在ノ地ノ新聞紙ヲ以テ二週間隔日ニ廣告

シ并ニ廣告書ヲ裁判所ノ門前曲者ノ門前及ヒ其財産所在ノ地

ノ郡區並ニ戸長役所ノ門前及ヒ近傍ノ揭示場若クハ群集ノ地

ニ三十日間揭示ス

其新聞紙ナキ地ハ止タ廣告書ヲ揭示ス例佛六百十七條六百十八條六百十九條

第二百三十六條 公賣ノ廣告書ハ左ノ款項ヲ載ス

一 原被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所

二 動産ハ品類數量及ヒ所在ノ地不動産ハ地名番號種類及ヒ

坪數

三 公賣ノ地及ヒ日時

四 該裁判所

五 執行吏ノ姓名例佛六百十八條六百二十七條六百三十條六百九十條六百九十六條

第二百三十七條 公賣ノ時ハ執行吏原被告ヲ其地ニ招會シ最高

價ノ投票者ニ其財産ヲ賣渡ス

其代金ハ動産ハ翌日不動産ハ七日以内ニ執行吏收領シテ之ヲ

書記局ニ寄頓ス例佛六百二十四條六百二十五條六百二十七條

第二百三十八條 公賣ノ價額不當若クハ買主代金ヲ價ハサレハ

執行吏其旨ヲ裁判所ニ申告シ前三條ノ規則ニ從テ更ニ公賣ヲ

爲ス其代金ヲ價ハサルヲ以テ再ヒ公賣ヲ爲ス者ハ代金ヲ價ハ

サル者ニ其公賣ノ費用ヲ辨償セシメ若シ再公賣ノ價額前公賣

ノ價額ヨリ低ケレハ仍ホ其差額ヲ併セテ辨償セシム

其再度以上公費ノ廣告日數ハ初度公費ノ半ト爲ス第四百六十二條  
第二百三十九條 公費ノ代金ハ左ノ順序ニ從テ支辨シ仍ホ殘餘  
アレハ之ヲ曲者ニ還付ス

一 裁判所ニ納ル訴費

二 執行費

三 直者ノ要求金及ヒ訴費第四百六十三條

第二百四十條 執行ヲ畢ルト雖曲者ノ義務全ク盡サレハ直者裁  
判所ニ請求シテ裁判狀ニ殘餘義務ノ記載ヲ受ケ他日更ニ之ヲ  
執行スルコトヲ得

其殘餘ノ義務ヲ執行スル者ハ更ニ執行狀ヲ受ク第四百六十四條

第四編 控訴第四百六十五條

第二百四十一條 區裁判所初審裁判ニ服セサル者ハ地方裁判所  
ニ控訴シ地方裁判所初審裁判ニ服セサル者ハ上等裁判所ニ控  
訴ス第四百六十六條

訴ス第四百六十七條

第二百四十二條 控訴ヲ爲ス者ハ控訴狀ヲ呈スル前其旨ヲ原裁  
判所及ヒ對頭ニ報告ス第四百六十八條

第二百四十三條 控訴狀ハ第五十四條ニ從テ之ヲ書シ左ノ二項  
ヲ増載ス

一 原裁判所ニ出訴シタル年月日

二 原裁判宣告ノ年月日第四百六十九條

第二百四十四條 控訴狀ニハ原裁判所ニ呈シタル憑證及ヒ其裁  
判狀ノ抄本ヲ添フ第四百七十條

判狀ノ抄本ヲ添フ第四百七十一條

第二百四十五條 控訴ヲ爲ス者ハ訴費辨償ノ爲メ保證ヲ爲ス其  
金額ハ地方裁判所ニ控訴スル者ハ 圓上等裁判所ニ控訴  
スル者ハ 圓ト爲ス

其保證金額ハ更ニ對頭ノ請求ニ因リ主任判事ノ意見ヲ以テ増  
加スルコトヲ得第四百七十二條

第二百四十六條 控訴ハ左ノ款項ノ外原訴ニ別件ヲ附加スルコ  
トヲ聽サス

一 原訴ノ旨趣ヲ補助スル件

二 原裁判ノ後ニ生シタル利子土地家屋ノ賃賃及ヒ其他ノ利  
得若クハ損失

三 原裁判ノ後ニ生シタル義務互消第四百七十三條

第二百四十七條 原訴ニ別件ヲ附加スル者若クハ原訴ノ旨趣ヲ  
減省スル者ハ控訴ノ訴答狀ニ其理由ヲ記ス其訴答狀呈出ノ後  
別件ヲ附加スル者ハ主任判事ニ請求シテ之ヲ爲ス第四百七十四條

第二百四十八條 原裁判ノ改正ヲ訴ルコトヲ得ル者ニ非レハ控  
訴間旁訴ヲ爲スコトヲ聽サス第四百七十五條

第二百四十九條 急式審判ノ控訴ハ急式ヲ以テ之ヲ審判ス第四百七十六條

第二百五十條 控訴ヲ爲セハ原裁判ノ執行ヲ停止ス

其假執行ハ此限ニ在ラス第四百七十七條

第二百五十一條 地方裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣告ノ日  
ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ八日以後六十日以内區裁判所裁判ノ控訴期限ハ其裁判宣

告ノ日ヨリ三日以後三十日以内ト爲ス

其假執行ヲ命シタル裁判ハ期限前ト雖控訴ヲ爲スコトヲ得佛四百十九條四  
百五十九條

第二百五十二條 原裁判所ニ於テ闕席裁判ヲ受タル者ハ再審請求ノ期限内控訴ヲ爲スコトヲ聽サス佛四百五十五條

第二百五十三條 闕席裁判ノ控訴期限ハ再審請求期限ノ終リシ日ヨリ起算ス佛四百四十三條

第二百五十四條 控訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者死亡スレハ家督若クハ遺物相續人ノ定ル間ノ日數ハ控訴期限ニ算入セス佛四百四十七條

第二百五十五條 對頭證書ヲ偽造變造若クハ隱匿セシニ因リ原裁判所ニ於テ曲タルノ裁判ヲ受タル者ハ對頭其偽造若クハ變造ヲ自認シ若クハ其裁判ヲ受ケ若クハ其隱匿セシ證書ヲ得タル日ヨリ控訴期限ヲ起算ス佛四百四十八條

第二百五十六條 控訴審判ノ畢サル間ハ被告控訴期限ヲ經過スト雖控訴ヲ爲スコトヲ得佛四百四十三條

第二百五十七條 本訴ノ曲直ニ關セサル請求ノ裁判ハ本訴裁判ノ後ニ非レハ控訴ヲ爲スコトヲ聽サス

本訴ノ曲直ニ關スル請求ノ裁判ハ本訴裁判前ト雖控訴ヲ爲スコトヲ得其控訴ヲ爲セハ本訴ノ審判ヲ停止ス佛四百五十二條

第二百五十八條 請求裁判ノ控訴期限ハ本訴裁判宣告ノ日ヨリ起算ス

第二百五十九條 控訴裁判執行ノ請求ハ其裁判原裁判ヲ確定ス

レハ原裁判所ニ之ヲ爲シ原裁判ヲ廢棄スレハ本裁判所若クハ其指定スル裁判所ニ之ヲ爲ス佛四百四十七條

レハ原裁判所ニ之ヲ爲シ原裁判ヲ廢棄スレハ本裁判所若クハ其指定スル裁判所ニ之ヲ爲ス佛四百四十七條

第五編 上告佛四百七十三條 上告ノ月日ノ法律共和第五年「ブリュクセル」月十四日ノ法律第百一十七年四月一日ノ法律千八百六十二年六月二日ノ法律

第七年四月一日ノ法律千八百六十二年六月二日ノ法律

第二百六十條 上等裁判所ノ裁判若クハ地方裁判所ノ終審裁判ニ服セサル者若クハ陸海軍裁判所權限外ノ裁判ヲ受タル者ハ

大審院ニ上告シテ其裁判ノ破毀ヲ求ムルコトヲ得佛四百六十一條

第二百六十一條 上告ハ左ノ款項ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

一 裁判出訴裁判所ノ區分ニ違タル時

二 裁判裁判所ノ權限ヲ越タル時

三 裁判式ニ違タル時

四 二個ノ裁判所同事件ニ關シ同原被告ノ間ニ爲シタル裁判

顛倒シタル時

五 裁判法律ニ違タル時佛四百六十二條

第二百六十二條 大審院檢事長ハ左ノ二項ニ於テ上告スルコトヲ得

一 裁判裁判所ノ權限ヲ越タル時

二 裁判法律若クハ訴訟式ニ違タル時佛四百六十三條

第二百六十三條 上告ヲ受理スト雖原裁判ノ執行ヲ停止セス

其結婚離婚若クハ養子養女ニ關スル裁判ノ上告ハ此限ニ在ラ佛四百六十四條

ス

第二百六十四條 上告期限ハ裁判宣告ノ日ヨリ二月ト爲ス

開庭裁判ノ上告期限ハ再審請求期限ノ終リシ日ヨリ起算ス

上告ヲ爲スコトヲ得ヘキ者死亡スレハ家督若クハ遺物相続人ノ定ル間ノ日數ハ上告期限ニ算入セス別條

第二百六十五條 上告ヲ爲ス者ハ上告狀ヲ大審院ノ書記局ニ呈ス別條

第二百六十六條 上告ヲ爲ス者ハ上告狀ヲ呈スル前其旨ヲ原裁判所及ヒ對頭ニ報告ス別條

第二百六十七條 上告狀ハ正本一本副本七本ヲ書シ左ノ款項ヲ載ス

一 上告狀ノ題名

二 原告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所代理人若クハ代人ヲ任スレハ并ニ其姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所

四 初審裁判所ニ出訴シタル年月日及ヒ其裁判宣告ノ年月日

五 終審裁判所ニ控訴シタル年月日及ヒ其裁判宣告ノ年月日

六 被告ノ住所若クハ宿所大審院ヲ距ルコト一里以上ナレハ其里程

七 上告ノ旨趣理由

八 年月日

九 原告ノ署名捺印若クハ代理人代人ノ署名捺印

十 大審院

其前上告ト同旨趣ヲ以テ再ヒ上告スル者ハ副本二本ヲ加フ別條  
第二百六十八條 上告狀ニハ左ノ書類各一通ヲ添フ

一 初審裁判所ノ裁判狀ノ抄本及ヒ其裁判所ニ呈シタル訴答狀ノ抄本

二 終審裁判所ノ裁判狀ノ抄本及ヒ其裁判所ニ呈シタル訴答狀及ヒ憑證ノ抄本

其憑證ニハ終審裁判所ニ於テ用タル第號ヲ用フ別條  
第二百六十九條 上告ヲ爲ス者ハ上告狀ヲ呈スル時金十圓ヲ大審院(大審院カ一解題者註)ニ寄頓ス

上告ヲ受理セス若クハ之ヲ受理スト雖原裁判ヲ破毀セザレハ其金圓ヲ沒收ス

上告ヲ受理シテ原裁判ヲ破毀スレハ其金圓ヲ還付ス別條

第二百七十條 上告ヲ爲ス者ハ訴費辨償ノ爲メ保證ヲ爲ス其金額ハ 圓ト爲ス

其保證金額ハ更ニ對頭ノ請求ニ因リ連班判事ノ意見ヲ以テ増加スルコトヲ得別條

第二百七十一條 上告人上告狀ヲ呈スレハ院長七名以上ノ連班判事ヲ定メ之ニ上告狀及ヒ其他ノ書類ヲ付シテ其上告ヲ受理ス可キヤ否ヲ判決セシム

其上告受理ス可ラサル者ト判決スレハ其理由ヲ判決書ニ記シテ上告狀ヲ却還ス

其上告受理ス可キ者ト判決スレハ院長書記ニ命シテ其旨ヲ上

哲人ニ告ケ三日以内ニ被告ニ召喚狀ヲ送達ス其召喚狀ニハ上告狀ノ副本ヲ添フ

第二百七十二條 被告ハ上告狀召喚狀ノ送達ヲ得タル日ヨリ二十日以内ニ答狀ヲ大審院書記局ニ呈ス書記ハ答狀收領ノ日ヨリ三日以内ニ其副本ヲ原告ニ送達ス

其原告若クハ被告ノ請求ニ因リ院長ノ意見ヲ以テ答狀呈出ノ期限ヲ伸縮スル者ハ此限ニ在ラス

第二百七十三條 答狀ハ第五十七條ニ從テ之ヲ書シ正本一本副本七本ヲ呈ス

第二百七十四條 被告期限内ニ答狀ヲ呈セザレハ原告ノ陳述ニ因リ判決ヲ爲ス

其被告ハ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ聽サス

第二百七十五條 被告答狀ヲ呈スレハ院長之ヲ連班判事ニ附ス

連班判事對審ノ日時ヲ定メ書記ニ命シテ原被告ヲ召喚ス

第二百七十六條 對審ノ時ハ連班判事法庭ニ臨ミ原被告ノ陳述辨論ヲ審聽ス

審聽畢レハ連班判事議堂ニ會議シテ判決ヲ爲ス

第二百七十七條 七人以上ノ連班判事會議スルニ非レハ判決ヲ爲スコトヲ聽サス

連班判事ノ數ニ個以上ニ分ルレハ多數ヲ以テ之ヲ決ス其數相同ケレハ他ノ判事ヲ加テ之ヲ決ス

第二百七十八條 判決ハ連班判事廳ニ臨ミ上班判事原被告ニ

宣告ス

第二百七十九條 判決ハ之ヲ判決狀ニ記シ左ノ款項ヲ載ス

一 上告ノ題名

二 原被告ノ姓名族籍職業住所若クハ宿所代官人若クハ代人ヲ任スレハ并ニ其姓名族籍職業住所若クハ宿所

三 上告及ヒ答辨ノ旨趣理由憑證ノ要旨

四 依準ノ法律

五 判決ノ理由

六 連班判事ノ署名捺印

七 檢察官參坐スレハ其署名捺印

八 年月日

九 大審院ノ印

第二百八十條 大審院原裁判ヲ破毀スレハ該訴ヲ他ノ同等裁判所ニ移シ其旨ヲ判決狀ノ末ニ附記ス

第二百八十一條 大審院原裁判ヲ破毀スレハ原裁判ノ執行ハ無効ト爲ス

第二百八十二條 大審院ノ移訴ハ原裁判破毀ノ日ヨリ三月以内ニ非レハ之ヲ訴ルコトヲ聽サス

第二百八十三條 大審院第二百六十一條第一項第二項第三項ニ基キ原裁判ヲ破毀スレハ該訴ヲ他ノ同等裁判所ニ移シテ更ニ審理裁判セシム

第五項ニ基キ原裁判ヲ破毀スレハ該訴ヲ他ノ同等裁判所ニ移

より更に裁判セシム例條

第二百八十四條 移訴裁判執行ノ請求ハ本裁判所若クハ其指定スル裁判所ニ之ヲ爲ス例

第二百八十五條 移訴ノ裁判ヲ前上告ト同旨趣ヲ以テ再ヒ上告スレハ院長八名以上ノ連班判事ヲ定メ自ラ之ニ上班シ終審裁

判所ノ審理ニ基テ其裁判ヲ爲ス例條

第二百八十六條 大審院裁判執行ノ請求ハ其指定スル裁判所ニ之ヲ爲ス例

第二百八十七條 大審院上告ヲ受理セス若クハ受理スト雖原裁判ヲ破毀セサレハ再ヒ之ヲ上告スルコトヲ聽サス例

第二・三合併號正誤表

(誤)

(正)

七〇頁下段註一	rapporteur	rapporteur
七五頁上段四行	ヲ以テス	ヲ以テス創
八四頁上段二行	辭拒セラレタル證 人ハ	辭拒セラレタル證 人ハ
八五頁上段最終行	受ケタル者	受タル者
八八頁上段一〇行	死 亡スレハ	死亡スレハ(隔字 ではない)
八八頁上段一一行	期 限ニ	期限ニ(全前)
八八頁下段八行	上等裁判及ヒ大審院	上等裁判(上等裁 判所か—解題者 註)及ヒ大審院
九〇頁上段一一行	三十日物ノ	三十日分ノ
九二頁下段一行	經過スルモノハ	經過スル者ハ
九三頁下段二行	二週間	二週間
九五頁上段八行	コトヲ得ヘキ	コトヲ得可キ
九六頁上段三行	コトヲ得ヘキ	コトヲ得可キ
九七頁上段一三行	連班判事ニ附ス	連班判事ニ付ス
一二三頁下段六行	載せる	載せる